第３次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（改定案）

〇年〇月改定

目次

第１章　計画の改定 1
１．計画改定の背景・目的 1
２．改定計画の位置付け 2
３．改定計画の対象区域 2
４．改定計画の対象とする廃棄物 2
５．市の概況 3
（１）人口 3
（２）産業 4
（３）都市計画 4
６．改定計画の期間 5
第２章　現行計画（中間目標年度まで）の総括 6
１．現行計画の概要 6
２．現行計画の中間目標達成状況 7
３．現行計画で新たに実施した取組 7
第３章　ごみ処理 8
１．ごみ処理状況 8
（１）ごみ処理体制の概要 8
（２）収集運搬 9
（３）中間処理 10
（４）最終処分 12
（５）その他 12
２．ごみに関する取組 13
（１）ごみの減量化・リサイクルに関する取組 13
（２）収集運搬に関する取組 15
（３）中間処理に関する取組 16
（４）最終処分に関する取組 16
３．ごみの排出状況 17
４．ごみの組成 21
５．清掃工場の稼働状況 23
６．ごみに関する市民・事業所の意識 24
７．今後の課題 25
（１）将来ごみ量の推計 25
（２）今後の課題 25
第４章　ごみ処理の将来像 27
１．基本理念と基本方針 27
（１）基本理念 27

（２）　基本方針 27
２．　計画目標と取組指標 28
（１）　計画目標 28
（２）　取組指標 29
３．　実現に向けて 30
（１）　基本方針❶　４Ｒの更なる推進 30
（２）　基本方針❷　ごみに関わる多様な主体の連携・協働 42
（３）　基本方針❸　環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制 48
４．　計画の推進にあたって 57
（１）　各主体の役割分担 57
（２）　進行管理 58

※　記載の数値については、端数処理により、合計等が合わない場合があります。

第１章 計画の改定

１．計画改定の背景・目的

大量生産・大量消費型の社会経済システムは、大量廃棄型社会を形成し、地球温暖化や天然資源の枯渇の懸念、海洋プラスチックごみによる生態系への影響などが顕在化しています。このため、４Ｒに根差した循環型社会の実現に向けて、事業活動や市民生活の全般を通じてより実効的なごみ減量化・リサイクル推進による資源の循環的利用を徹底することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された「持続可能な循環型社会」の形成が求められています。

本市では、2016 年 3 月に策定した「第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「第 3 次計画」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、ごみの適正処理及び減量化・リサイクルに努めてきました。

2018 年 6 月には、「SDGs 未来都市」に選定され、「持続可能な開発目標（SDGs）」に関連する各課題を解決し、17 のゴール達成への貢献に向けて、2021 年 3 月に策定する「（仮称）堺市基本計画」「（仮称）堺環境戦略」と整合性を図りながら、より実効的な施策の実施が求められています。

国においては、「第 3 次計画」以降、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布・施行、「プラスチック資源循環戦略」の策定などが行われ、循環型社会形成に向け、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる持続可能な社会への取組が進められています。

本計画は、2020 年度に中間目標年度を迎えることから、社会環境の変化、廃棄物行政などの動向など廃棄物を取り巻く環境の変化に対応しつつ、更なるごみの減量化・リサイクルを推進し、本市のごみ処理事業のあるべき姿を実現することを目的に、「第 3 次計画」を改定するものです。

2．改定計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条 1 項の規定に基づく法定計画であり、廃棄物処理に関する国の方針等との整合を図ったうえで、本市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるものです。

本計画は、市が取り組む基本的な方向性を示す「(仮称）堺市基本計画」、脱炭素・資源循環・自然共生等の各環境分野を総合的に盛り込み、2050 年の長期的な環境の将来像等を掲げる「(仮称）堺環境戦略」を上位計画とした一般廃棄物（ごみ）の部門計画として位置づけられます。

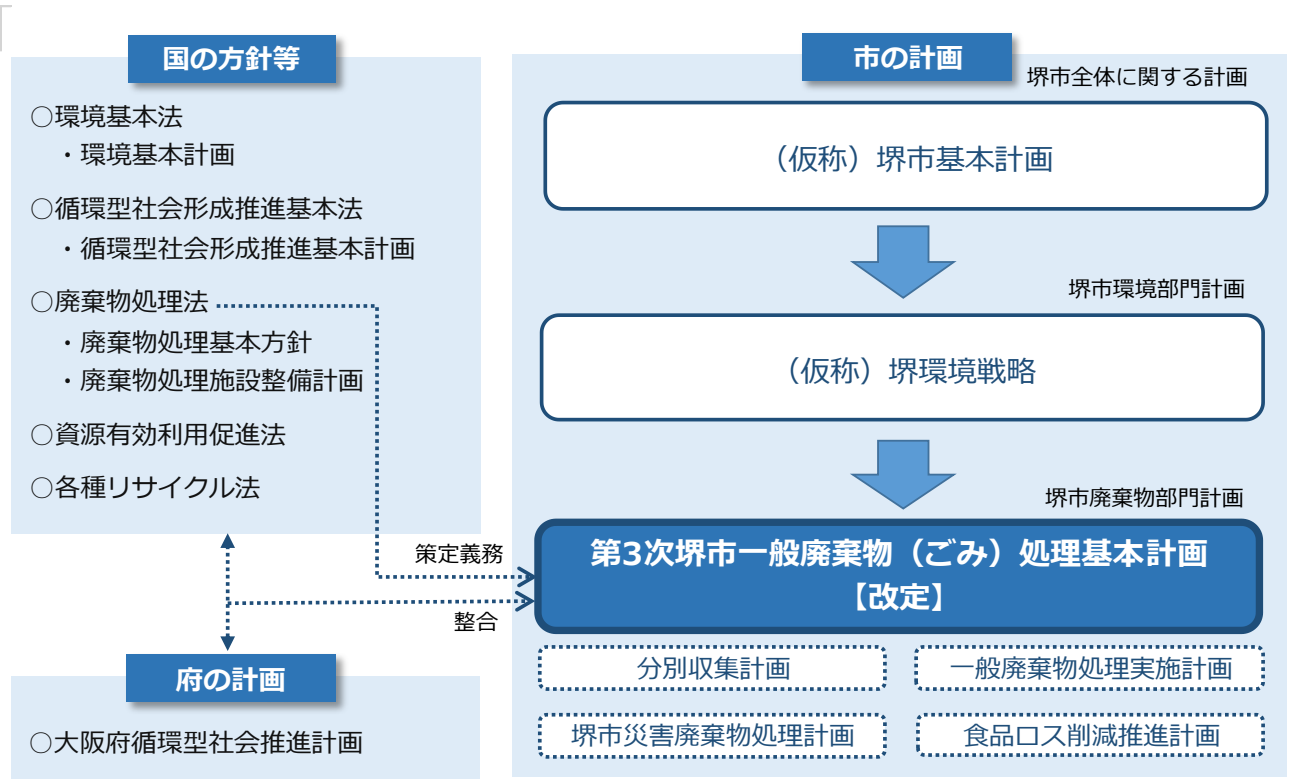

図 1.2.1　本計画の位置付け

3．改定計画の対象区域

本計画の対象とする区域は、堺市全域とします。

4．改定計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市が自ら又は委託して収集・処理する一般廃棄物のみならず、排出事業者が収集運搬事業者やリサイクル事業者と契約して収集・処理されているものも含め、本市で発生する全ての一般廃棄物（ごみ）とします。

5．市の概況

本市は、大阪府中央部の西寄りに位置し、西は大阪湾に面し、北は大和川を隔てて大阪市に、東は松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市に、南は河内長野市、和泉市、高石市に接しています。

市内は 7 つの行政区にわかれ、市域面積は 149.82 ㎢となっています。

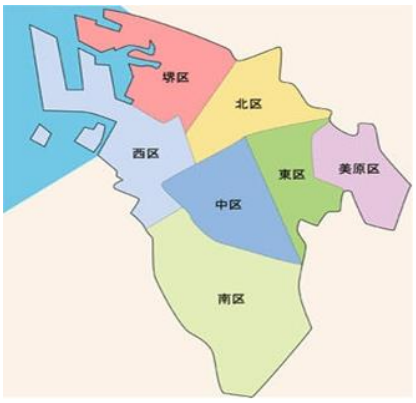

（1）人口

本市の人口（住民基本台帳人口）は 2020 年 9 月末現在で 83.2 万人、世帯数は 39.6 万世帯です。人口は 2012 年度をピークとして、それ以降緩やかな減少傾向にあります。一方、世帯数は年々増加しており、1 世帯あたり世帯人員が減少しています。また、年齢別の人口割合をみると、総人口に占める 65 歳以上の人口（高齢者人口）が年々増加しており、高齢化が進んでいます。

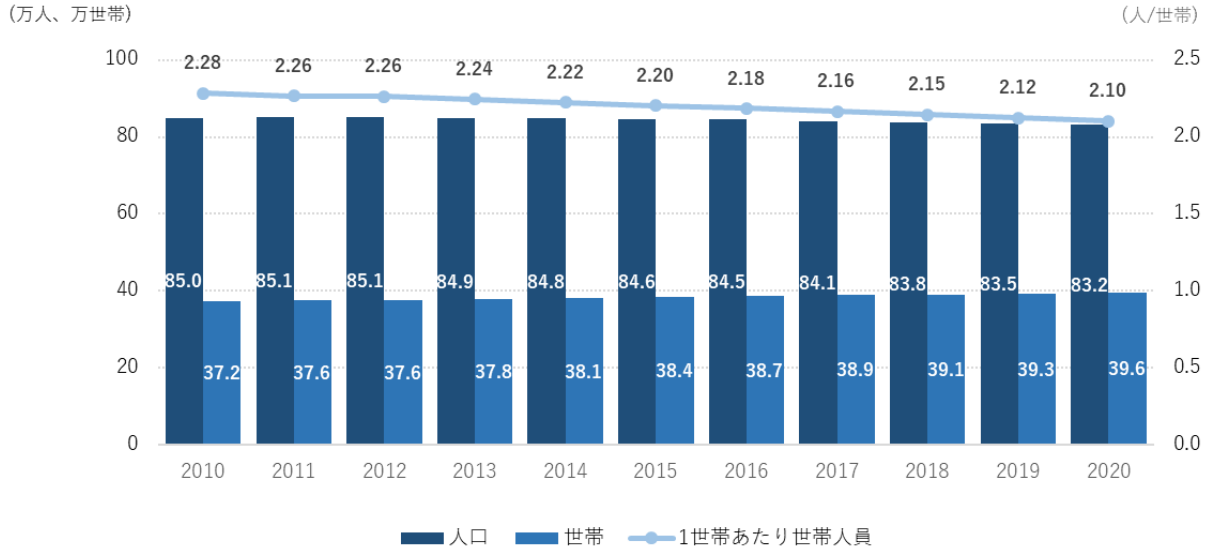

図 1.5.1.1　人口等の推移（各年度 9 月末住民基本台帳に基づく）

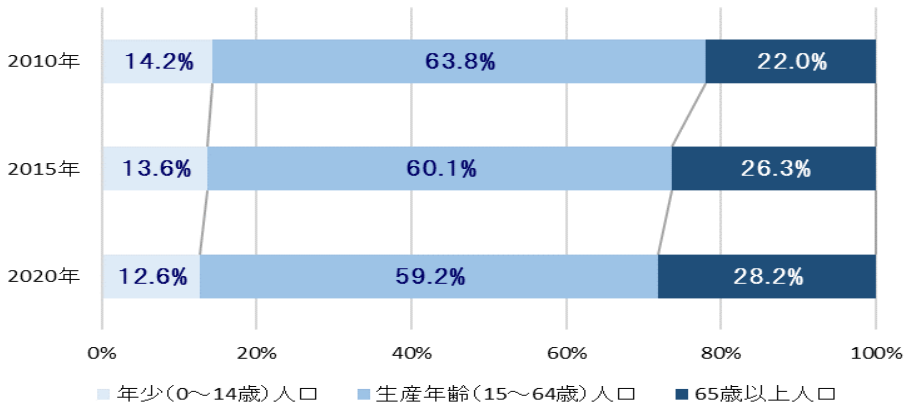

図 1.5.1.2　年齢 3 区分別の人口割合

（2）産業

本市の 2016 年 6 月 1 日現在の事業所数は 30,471 事業所、従業員数は 314,806 人です。産業別に見ると、事業所数では卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉の順に、従業員数は卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、製造業の順になっています。

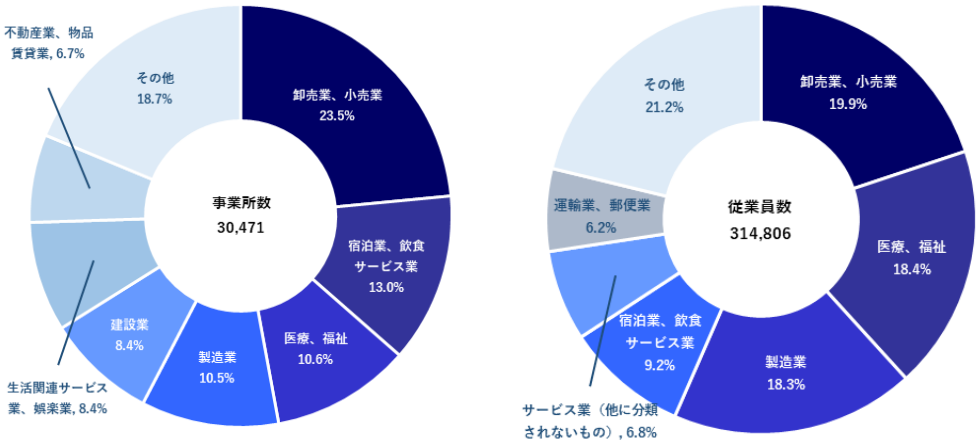

図 1.5.2.1　産業別の構成比率

（出典：平成 28 年経済センサス-活動調査結果（総務省統計局）を基に堺市作成）

また、臨海部の堺第 7-3 区には、「大阪府エコタウンプラン」に基づき、食品残渣の飼肥料化事業や廃木材等を利用したバイオエタノール製造事業等の先導的なリサイクル施設が立地しています。

（3）都市計画

本市の都市計画区域面積は、2018 年 4 月 1 日現在で 14,981ha であり、そのうち、市街化区域が 10,725ha と約 71.6%を占めています。

また、用途地域では、住居系の用途地域が約 61.9%を占め、次いで工業系の用途地域が約 28.6%を占めています。

表 1.5.3.1　都市計画区域（2019 年 11 月 1 日現在）

	都市計画区域		
	合計	市街化区域	市街化調整区域
面積（ha）	14,981	10,725	4,257
割合（%）	100%	71.6%	28.4%

表 1.5.3.2　用途地域（2019 年 11 月 1 日現在）

	総数	第1種低層住居専用	第2種低層住居専用	第1種中高層住居専用	第2種中高層住居専用	第1種住居	第2種住居
面積(ha)	10,648	1,131	20	2,443	1,132	1,679	193
割合(%)	100%	10.6%	0.2%	22.9%	10.6%	15.8%	1.8%
	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	
面積(ha)	1.9	739	271	816	310	1,913	
割合(%)	0.0%	6.9%	2.5%	7.7%	2.9%	18.0%	

6．改定計画の期間

本計画は、基準年度を 2019 年度、目標年度を 2030 年度とし、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間を計画期間とします。

また、5 年後の 2025 年度を中間目標年度に設定し、ごみの減量化・リサイクルの進展や計画に掲げる各施策の進捗、事業内容等について評価を行い、必要な見直しを行います。

なお、その他、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて改定を行うこととします。

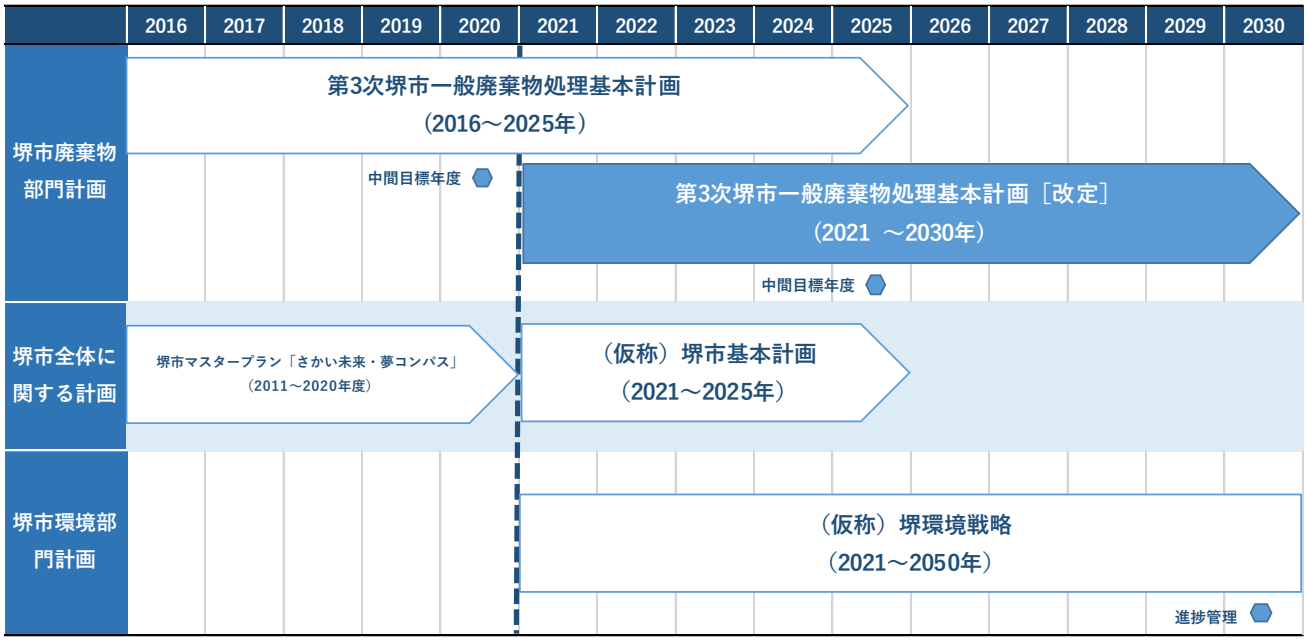

図 1.6.1　本計画及び関連計画の計画期間

第２章 現行計画（中間目標年度まで）の総括

１．現行計画の概要

現行計画は、2016 年 4 月から 2026 年 3 月までの 10 年間を計画期間とし、以下のとおり、長期的な視点にたって、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるため基本的方向性について定めています。

◆基本理念

『ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」』

◆基本方針

① ４Ｒのさらなる推進

② ごみに関わる多様な主体の連携・協働

③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

◆計画目標

	2014 年度 （基準年度）	2020 年度 （中間目標）	2025 年度 （最終目標）
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	680 グラム	659 グラム	560 グラム
1 日あたり事業系ごみ排出量	290 トン	237 トン	226 トン
リサイクル率 【事業系一般廃棄物減量計画書の報告値を含めない場合】	18.9%	20.6%	24.0%
リサイクル率 【事業系一般廃棄物減量計画書の報告値を含める場合】	25.2%	28.5%	32.9%
家庭系リサイクル率	19.7%	20.2%	24.9%
清掃工場搬入量	27.7 万トン	25.0 万トン	21.0 万トン
最終処分量	2.8 万トン	2.3 万トン	1.7 万トン

◆計画の進捗管理

2016 年度から 2020 年度の取り組む具体的施策についてまとめた「第 3 次堺市一般廃棄物処理基本計画前期推進プラン」に基づき、毎年度進捗状況を把握し、施策の評価・検証を行い、廃棄物減量等推進審議会に報告、公表

2．現行計画の中間目標達成状況

第 3 次計画においては、2020 年度を中間目標年度、2025 年度を最終目標年度とし、表 2.2.1 のとおり、7 つの目標を掲げています。

家庭系及び事業系ごみ排出量、清掃工場搬入量、最終処分量は長期的に減少傾向にあり、「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」と「1 日あたり事業系ごみ排出量」は、中間目標をすでに達成しています。「清掃工場搬入量」及び「最終処分量」については、達成に近づいています。また、リサイクル率及び家庭系リサイクル率については、低下傾向にあり、目標達成が十分といえない状況です。

表 2.2.1　中間目標達成状況

	2019年度（実績）	2014年度（基準年度）	2020年度（中間目標）	中間目標達成状況
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	**643グラム**	680グラム	659グラム	**達成**
1日あたり事業系ごみ排出量	**235トン**	290トン	237トン	**達成**
リサイクル率【事業系一般廃棄物減量計画書の報告値を含めない場合】	17.3%	18.9%	20.6%	未
リサイクル率【事業系一般廃棄物減量計画書の報告値を含める場合】	27.2%※	25.2%	28.5%	未
家庭系リサイクル率	16.6%	19.7%	20.2%	未
清掃工場搬入量	25.3万トン	27.7万トン	25.0万トン	未
最終処分量	2.4万トン	2.8万トン	2.3万トン	未

※2018年度実績

（注）台風21号（2018年度）による災害ごみを除く

3．現行計画で新たに実施した取組

現行計画において、３つの基本方針のもと、様々な取組を推進してきました。

表 2.3.1　第 3 次計画開始後に新たに実施した主な取組

年度	家庭系	事業系
2016年度	4月　直接搬入手数料の最低重量単位の変更（10kg⇒100kg） 8月　ごみ分別アプリ「さんあ～る」の運用開始 3月　「堺市災害廃棄物処理計画」策定	
2017年度	11月　水銀使用廃製品拠点回収開始 3月　「堺市一般廃棄物処理施設整備構想」策定	
2018年度	8月　鉄類及びアルミの回収機能を加えた東工場破砕施設稼働開始	4月　事業系古紙回収協力事業所制度開始 2月　食べきり協力店制度開始
2019年度	8月　集団回収の対象品目（その他の古紙）追加	10月　「堺市域における使い捨てプラスチック削減」に関する協定」締結
2020年度	5月　ふれあいサポート収集開始	

第３章 ごみ処理

１．ごみ処理状況

（１）ごみ処理体制の概要

ごみ処理は、市民生活に深く関わりを持つ環境衛生上欠くことのできない事業であり、特に近年では、生活様式の変化によるごみ質の多様化など、処理の困難性も増大してきています。

本市では、市民生活に伴って各家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って事業所から排出される「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」、ボランティア清掃活動等により排出されたごみや不法投棄されたごみなどの「環境系ごみ」を収集運搬し、中間処理を経て最終処分しており、その各過程において、法令等に基づき円滑で適正な処理に万全を期しています。

図 3.1.1.1　2019 年度のごみ処理フロー図

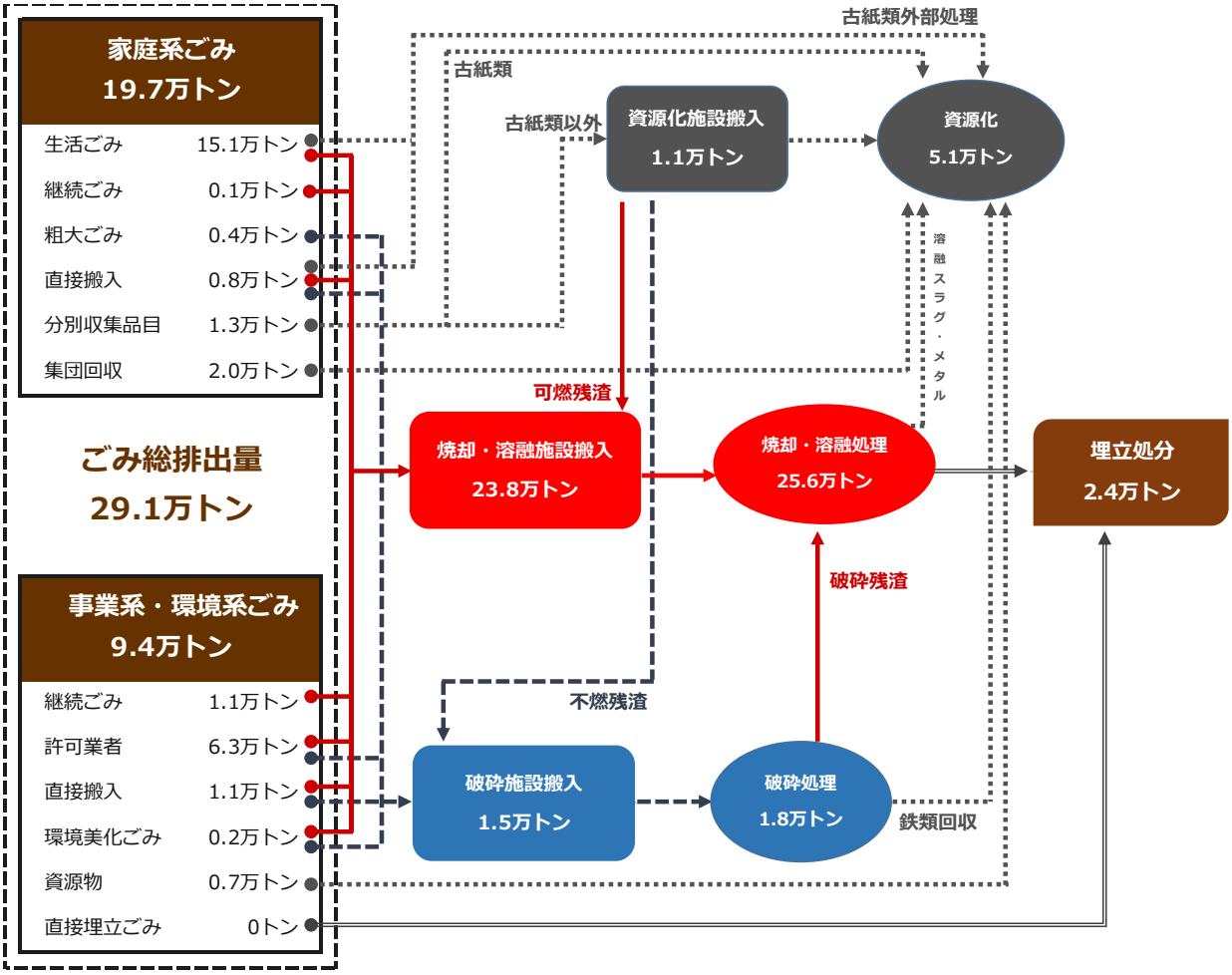

※　「0トン」は、500トン未満であることを表す
※　事業系・環境系ごみの資源物は、庁内古紙類、剪定枝及び自主資源化分（排出事業所と民間再資源化事業者との直接契約によるもの）
※　年度間の処理の繰越し、計量機の誤差等の要因があるため、排出・搬入量と処理・処分量は一致しない
※　「継続ごみ」は、生活ごみ及び事業系一般廃棄物について、週6回有料で収集するもの（申込制）

（２）収集運搬

＜家庭系ごみ＞

市内で発生した家庭系ごみの収集運搬制度の概要は表 3.1.2.1 のとおりとなっています。

現在、「生活ごみ」を週 2 回、「缶・びん」及び「ペットボトル」を月 2 回、「プラスチック製容器包装」を週 1 回、「小型金属」を月 1 回計画的に収集しているほか、「蛍光管・乾電池・水銀体温計等」、「使用済小型家電」、「インクカートリッジ」を区役所及び市内協力店舗にて拠点回収しています。また、「粗大ごみ（有料）・不燃小物類」や、家庭ごみで毎日（日曜日及び年始を除く）収集を希望する場合の「継続ごみ（有料）」、一般家庭の引っ越し等による「臨時ごみ（有料）」は申込みにより収集するほか、排出者自ら清掃工場に直接搬入することも可能となっています。

収集方式としては、各家庭前で収集する各戸方式、住宅密集地や道路状況等により各戸収集が困難な場所に適宜集積場を設けて収集するステーション方式、団地等の集合住宅でコンテナボックスを設置して収集するコンテナ方式の 3 方式で収集しています。

表 3.1.2.1　家庭系ごみの収集運搬制度の概要

分別区分		収集頻度	収集形態	手数料
生活ごみ		週 2 回	委託	無料
資源物	缶・びん	月 2 回	委託	無料
	ペットボトル	月 2 回	委託	無料
	プラスチック製容器包装	週 1 回	委託	無料
	小型金属	月 1 回	委託	無料
	古紙類（美原区）	月 1 回	委託	無料
粗大ごみ		随時（申込制）	直営	有料
	不燃小物類	随時（申込制）	直営	無料
継続ごみ		週 6 回	委託	有料
臨時ごみ		随時	委託	有料
拠点回収	蛍光管・乾電池・水銀体温計等	随時	委託	無料
	使用済小型家電	随時	直営	無料
	インクカートリッジ	随時	委託	無料

＜事業系ごみ＞

市内で発生した事業系ごみの収集運搬制度の概要は表 3.1.2.2 のとおりとなっています。

事業系ごみの収集運搬制度としては、排出者の多様なニーズへの対応と減量化・リサイクル意識の高揚、自己処理責任の明確化を図るために 2009 年度から開始した事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度のほか、「継続ごみ」「臨時ごみ」などがあります。なお、家庭系ごみと同様、排出者自ら清掃工場へ直接搬入することも可能となっています。

表 3.1.2.2　事業系ごみ収集運搬制度の概要

制度	収集対象	収集頻度	収集形態	手数料
許可収集	事業所から排出される事業系一般廃棄物	随時	許可	有料
継続ごみ	事業所から排出される事業系一般廃棄物	週 6 回	委託	有料
臨時ごみ	臨時に排出される事業系一般廃棄物	随時（申込制）	委託	有料

（３）中間処理

収集したごみは、そのほとんどを焼却（臨海工場においては溶融。以下同じ。）処理しています。また、資源物については、資源化施設に搬入し、選別・異物除去等の処理を行った後、民間再資源化事業者に引き渡しています。なお、がれき・ブロックなどの不燃物の一部は直接最終処分場に搬入しています。

市が収集しているごみ以外では、新聞等の資源物の集団回収として、民間再資源化事業者が収集・処理（リサイクル）を行っています。また、臨海部（堺第 7-3 区）のエコタウンに立地する民間再資源化事業者等に一般廃棄物処分業の許可等を与えており、排出事業者との直接契約により本市及び他都市から発生する事業系ごみの収集・処理（リサイクル）が行われています。

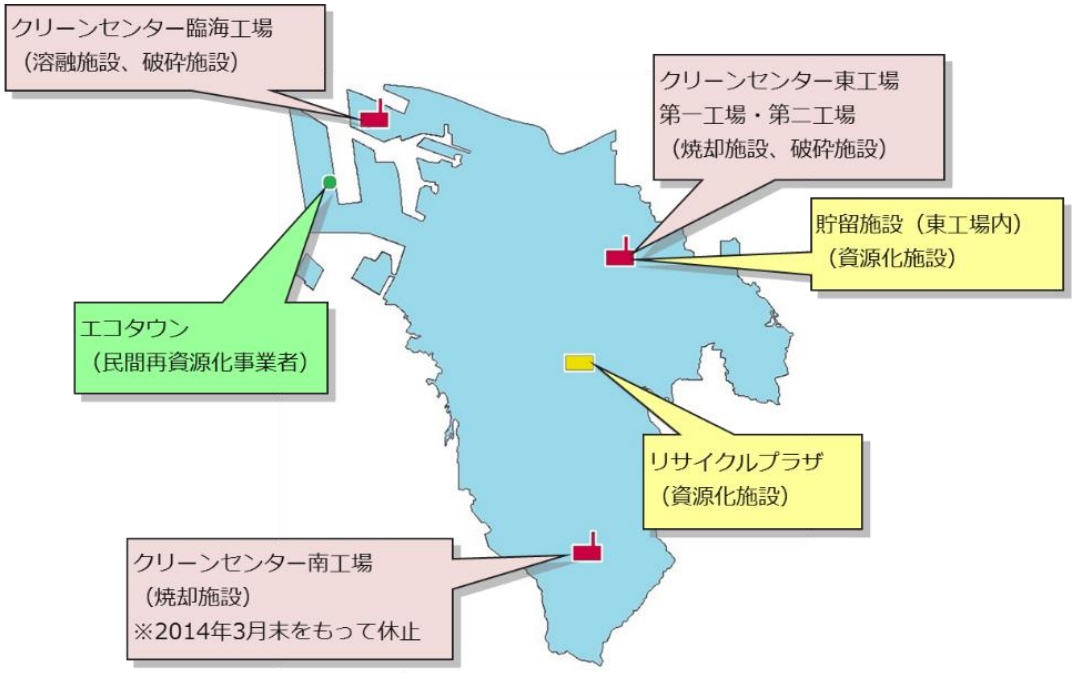

図 3.1.3.1　中間目標達成状況

＜焼却（溶融）施設＞

本市では、1959 年に「堺市第 1 ごみ焼却場」（元クリーンセンター東工場。以下「東工場」という。）を、また、1969 年に「堺市第 2 ごみ焼却場」（現クリーンセンター南工場。以下「南工場」という。）を都市計画決定し、当該 2 か所の焼却場内において適切な処理能力を確保し、ごみの焼却処理を行ってきました。

南工場の老朽化により、施設更新の必要が生じましたが、既存敷地内に更新用地が確保できなかったため、2013 年 3 月に、暫定的な施設として臨海部にクリーンセンター臨海工場（以下「臨海工場」という。）を建設、2014 年 3 月末をもって南工場を休止しました。なお、臨海工場は PFI 方式により建設し運営する施設であり、その契約期間は 20 年間です。

現在は、主に東工場第二工場及び臨海部にある臨海工場で焼却（溶融）処理を行っており、両工場の定期修繕などの際には、東工場第一工場で補完的に処理を行っています。焼却（溶融）施設には、排水・排ガス処理設備等を設置し、適正な運転管理に努めており、各種環境法令等に基づく規制基準よりも厳しい自主基準値の遵守を図るなど、環境負荷の低減に万全を期しています。

表 3.1.3.1　焼却（溶融）施設の概要

	クリーンセンター東工場		クリーンセンター臨海工場
	第一工場	第二工場	
所在地	東区石原町1丁102番地		堺区築港八幡町1番地70
竣工年	1977年	1997年	2013年
稼働年数	44年	24年	8年
処理能力	300トン／日	460トン／日	450トン／日
焼却方式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	シャフト炉式全連続ガス化溶融方式
余熱利用	蒸気外部供給	蒸気外部供給 蒸気タービンによる発電	蒸気タービンによる発電

＜破砕施設＞

収集した粗大ごみや直接搬入ごみの中の大型ごみは、東工場及び臨海工場の破砕施設に搬入し、破砕処理した後、併設する焼却（溶融）施設で焼却（溶融）処理しています。なお、東工場第一破砕施設では、破砕後に鉄類の回収を行っています。

また、第二破砕施設においては、現在工事中の施設の再稼働により、破砕後に鉄類及びアルミニウムの回収を予定しています。

表 3.1.3.2　破砕施設の概要

	クリーンセンター東工場			クリーンセンター臨海工場 破砕施設
	第一破砕施設	第二破砕施設		
所在地	東区石原町1丁102番地			堺区築港八幡町1番地70
竣工年	1979年	1997年	2018年	2013年
処理方式	衝撃･せん断･圧縮･摩擦による複合式	せん断式	衝撃･せん断･圧縮･摩擦による複合式	せん断式
処理能力	100t／日(5h)	50t／日(5h)	60t／日(5h)	16t／日(5h)
備考	破砕後に鉄類を回収	-	（再稼働後）破砕後に鉄類、アルミニウムを回収	—

＜資源化施設＞

収集した缶・びんは、リサイクルプラザに搬入し、缶はアルミとスチールに、びんは無色・茶色・その他の色、混みガラスに選別した後、再資源化事業者に引き渡しています。また、収集したペットボトル、プラスチック製容器包装及び小型金属は、東工場内の貯留施設に搬入、一時貯留し、小型金属については異物を除去、ペットボトル、プラスチック製容器包装については民間施設で選別・圧縮・梱包の中間処理を行った後、再資源化事業者に引き渡しています。

表 3.1.3.3　資源化施設の概要

	リサイクルプラザ	貯留施設
所在地	中区深井畑山町30番地1	東区石原町1丁102番地（東工場内）
竣工年	1995年	2009年
処理（貯留）能力	30t／日（5h）	2,204㎥
備考	缶（アルミ・スチール）・びん（無色・茶色・その他の色・混みガラス）の選別	ペットボトル、プラスチック製容器包装及び小型金属の一時貯留等

（４）最終処分

本市では、南区畑に埋立処分地（南部処理場）を確保し、主に焼却残渣や不燃物等を埋立処分し、焼却残渣の一部は大阪湾広域臨海環境整備センター（通称：フェニックス）に埋立処分を委託してきました。

2008 年 9 月末の南部処理場への搬入停止以降は、フェニックスに全量搬入しており、現在は大阪沖埋立処分場に搬入されています。

なお、南部処理場については、現在、埋め立てられた廃棄物の飛散流出及び浸出水の外部流出を防止し、浸出水については浄化処理するなど、適正な維持管理を行っています。

表 3.1.3.4　南部処理場の概要

	埋立処分地		
	旧処分地	第1期	第2期
所在地	南区畑1344番地		
埋立面積	37,249㎡	37,200㎡	33,800㎡
埋立容量	403,000㎥	194,600㎥	466,100㎥
埋立期間	1978年11月～1988年10月	1988年11月～1992年9月	1992年10月～2009年3月

	浸出水処理施設
所在地	南区畑1344番地
敷地面積	6,461㎡
処理能力	500㎥/日
処理方式	長時間曝気活性汚泥法

（５）その他

犬猫等の死体については、申込制による回収（有料。飼い主不明の場合は無料）又は市役所本庁舎への持ち込み（無料）により随時収集し、処理を行っています。

飼い主等が動物専用炉での焼却を希望する場合は、申込制（有料）又は市役所本庁舎への持ち込み（有料）で処理を行っています。

２．ごみに関する取組

ごみの減量化・リサイクルについて、4Ｒの考え方を基本として、ごみ減量化・リサイクルに関する情報発信、資源の分別収集・リサイクル、集団回収報償金制度の対象品目追加、使い捨てプラスチック削減に関する協定締結などの取組を実施してきました。

（１）ごみの減量化・リサイクルに関する取組

- 生きごみさん

段ボール箱の中で、米ぬかを活用し腐葉土中の微生物を活動させ、生ごみを減量・堆肥化する方法です。広報さかいやホームページ等で公募し、「生きごみさん」の作り方・育て方についての講習会と体験者による情報交換会を各区役所等で行っています。

- 家庭系生ごみの減量対策の推進

生活ごみ約 35％を占める生ごみについて、ホームページ・広報さかい・出前講座等の多様な手法を用いて、水きりの徹底や食品ロスの削減など生ごみの減量に関する情報発信を行っています。

- 集団回収の実施と更なる促進

家庭から排出された古紙類（新聞、雑誌・その他古紙、段ボール、紙パック）、古布類を対象に自主的に集団回収を実施し、有価物として再資源化事業者に引き渡している営利を目的としない登録住民団体に対し、年に 2 回報償金（1kg あたり 4 円）を交付しています。

- 使い捨てプラスチック削減の推進

事業者・市民活動団体・行政で「使い捨てプラスチック削減に関する協定」を締結し、レジ袋を含む使い捨てプラスチック削減意識向上のため、事業者・市民団体とマイバッグ携帯キャンペーンや広報さかいなど様々な情報媒体を利用した情報発信を行っています。

- 「ごみの 4R 運動」の推進

出前講座の実施及びごみに関するパンフレット等の作成、広報さかいへの特集の掲載、分別アプリの普及、動画を活用した市ホームページの拡充、各区民まつり等イベントへの出展や本庁舎内における定期的なパネル展開催など、積極的な情報発信を行っています。

また、事業系ごみに関する情報誌の発行を定期的に行っています。

- 環境教育の推進
  - 学校園での情報発信

    どこでもセミナーの内容を園児・小学生等向けにしたごみ減量出前講座を行っています。授業参観等では、保護者も対象とした啓発を行っています。
  - ごみ減量ポスター展

    市内在住又は在学（園）の 3 歳から中学生までを対象に「ごみの減量」「分別・リサイクル」等ごみに関するポスターを募集し、審査・表彰を行っています。

➢　ごみ処理施設の見学

クリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザで、施設見学や小学校の社会見学を行っています。また、「ごみ処理施設見学会」として、市のごみ処理施設や大阪沖埋立処分場等の見学会を行っています。

● 堺市ごみ減量化推進員制度

市民と市が協働してごみの減量化とリサイクルを推進することを目的に、校区自治連合会代表者が推薦する方にごみ減量化推進員を委嘱（任期 2 年）しています。ごみ減量化推進員は、地域におけるリーダーとして、市民と市をつなぐ役割を担い、地域での情報発信や減量化活動の充実を図ります。

● 堺市エコショップ制度

使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減、資源物等の店頭回収など、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店や飲食店等を「エコショップ」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信しています。

● 堺市食べきり協力店制度

食品ロスなど食品廃棄物の削減に向けて、小盛メニューの導入や食べ残しの削減の情報発信などに取り組む飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として認定し、市民の各店舗の取組状況などの情報を発信しています。

● 事業用大規模建築物におけるごみ減量化・適正排出の推進

事業系一般廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理を推進するため、次の要件を満たす事業用大規模建築物の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と届出及び「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付けています。

また、事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取組が効果的なものとなるよう訪問指導及び助言を行っています。

※対象

・事業の用に供する部分の延べ床面積が 3,000 ㎡以上の建築物

・大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

● 事業系古紙回収協力事業所制度

事業系ごみの組成の中で大きな割合を占めると考えられる事業系古紙について、事業所で不要になった古紙を回収協力事業所に直接持ち込むことにより、リサイクルの推進を図っています。

● 公共事業系剪定枝等のリサイクル

臨海部に立地する民間再資源化施設において、公園や街路から発生する剪定枝等をリサイクルしています。

● 溶融スラグ・メタルのリサイクル

クリーンセンター臨海工場において溶融処理を行い、溶融スラグは建設資材等に、溶融メタルは建設機械のおもり（カウンターウェイト）等にリサイクルしています。

● 破砕施設からの資源物の回収・売却

クリーンセンター東工場第一破砕施設において、家庭から排出される粗大ごみ等を破砕処理後、磁選機で鉄類を回収・売却し、リサイクルしています。

また、クリーンセンター東工場第二破砕施設においては、現在工事中の施設の再稼働により、破砕後に鉄類及びアルミの回収・売却を予定しています。

● 市役所におけるごみの減量化・リサイクルの推進

市役所内から排出される古紙を新聞、雑誌、段ボール、その他（再生紙、チラシ、パンフレット等）及びシュレッダーごみに分別し、再資源化事業者に売却等し、リサイクルしています。

市役所内入居事業者、ストロー・スプーン、レジ袋等の使い捨てプラスチック削減に取り組んでいます。職員による率先したマイバッグ、マイボトル、マイスプーン・フォーク等の持参を促進しています。

（２）収集運搬に関する取組

● 啓発シールによる指導

家庭ごみの不適正排出（生活ごみの日に缶・びんが排出されているなど）があった場合、ごみ袋に啓発シールを貼り付けたうえで収集せず、併せてチラシの配布を行うことなどにより、不適正排出の是正を図っています。

● ふれあいサポート収集

高齢者や障害者の方で、次の条件をすべて満たす方を対象にごみ出しをサポートしています。生活ごみ・資源ごみは週 1 回自宅前まで収集に伺い、粗大ごみは家の中からごみを運び出し、年 2 回まで収集を行っています。

〇65 歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方か、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方

〇自分でごみ出しをするのが難しく、家族や近隣世帯の協力が得られない方

〇集積場及び所定の場所へごみ出しが困難な方

● 搬入物検査

清掃工場に検査係を配置し、ごみ検査機を使用した展開検査等搬入物検査やごみの適正排出に関する指導を行っています。

（３）中間処理に関する取組

● 環境汚染物質排出防止対策

排水・排ガス処理設備等を設置し、適正な運転管理に努めており、各種環境法令等に基づく規制基準よりも厳しい自主基準値の遵守を図るなど、環境負荷の低減に万全を期しています。

● PFI 方式による清掃工場の整備・運営

臨海部に整備した臨海工場については、PFI 方式を採用することにより、施設整備・運営経費の縮減を図っています。

● 余熱利用

東工場第一工場及び第二工場では、焼却時に発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、各工場内の給湯・暖房のほか、外部施設に蒸気を供給（売却）しています。さらに、東工場第二工場及び臨海工場では高効率の廃棄物発電を行い、工場で使用する電力に使用し、余剰電力を電気事業者等に売却しています。

なお、廃棄物発電による売電収入は、2019 年度には約 11 億円／年、蒸気の外部供給による収入は、約 3,700 万円／年になります。

● 災害廃棄物対策

2017 年 3 月策定の堺市災害廃棄物処理計画に基づき、同計画の詳細な取扱い等を定めたマニュアルの作成や、市職員に加えて関係者、専門家も交えた研修・訓練、民間事業者との連携・協力体制の構築・拡充等に取り組んでいます。

（４）最終処分に関する取組

臨海工場では溶融処理を行っており、溶融スラグは建設資材等、溶融メタルは建設機械のおもり（カウンターウェイト）等としてリサイクルし、最終処分量の減量を図っています。

3．ごみの排出状況

＜ごみ総排出量の推移＞

ごみ総排出量については、家庭系・事業系ごみともに 2014 年度以降減少しています。

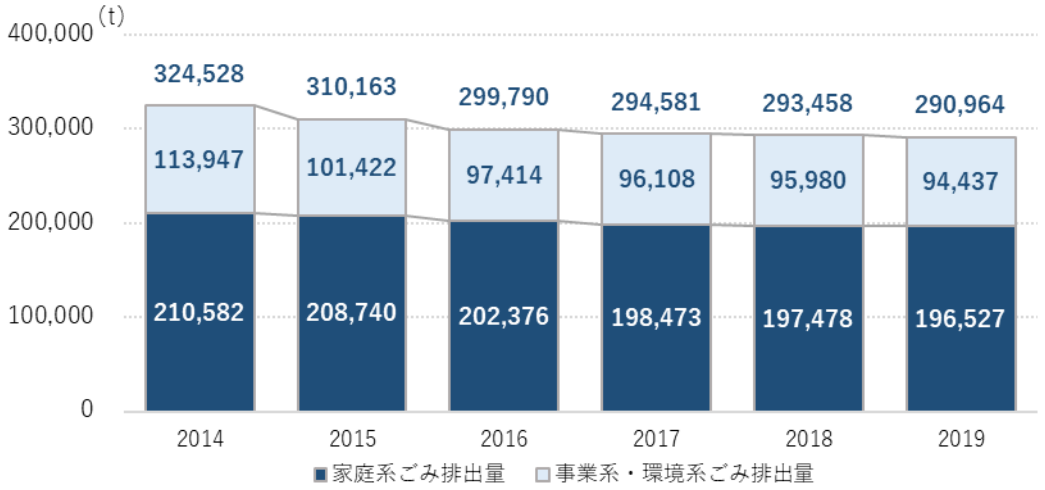

図 3.3.1　ごみ総排出量の推移

＜家庭系ごみ排出量＞

紙類の電子化の進展、製品の軽量化等の社会的要因による影響、4R 運動の推進によるリフューズ、リデュースの意識定着、堺市によるごみの減量化・リサイクルに関する施策による効果などにより、家庭系ごみの発生・排出抑制が進んでいます。

生活ごみ排出量等については、2016 年度以降ほぼ横ばいで推移しており、ごみ減量スピードは近年鈍化傾向にあります。

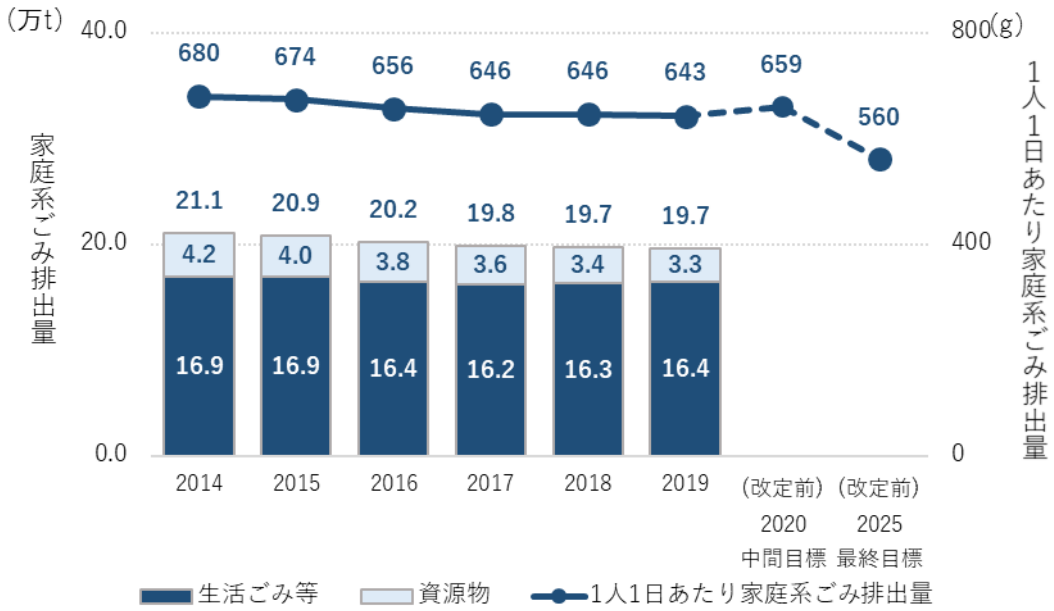

図 3.3.2　家庭系ごみ総排出量の推移

＜事業系ごみ排出量＞

2014 年度の併せ産廃搬入禁止により大幅に減少以降、微減傾向が続いており、さらに堺市内事業所数の増減による影響、堺市によるごみの減量化・リサイクルに関する施策による効果などにより、事業系ごみの発生・排出抑制が進んでいます。

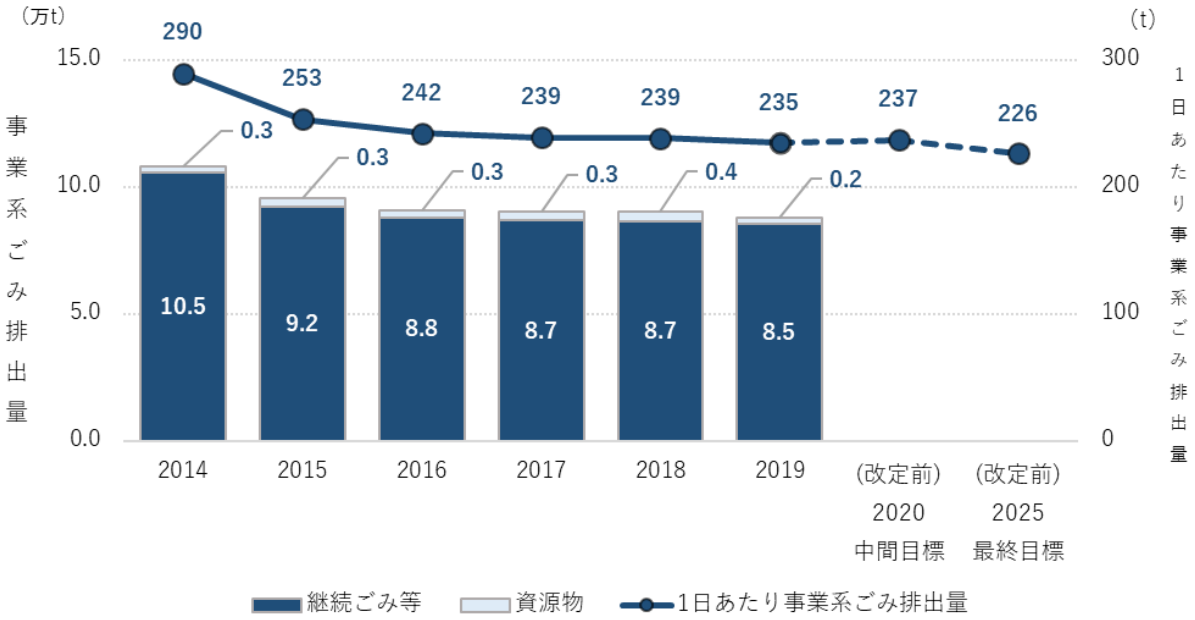

図 3.3.3　事業系ごみ総排出量の推移

＜リサイクル量・率＞

リサイクル量・率については、2015 年度以降減少が進んでいます。

市におけるごみ全体の排出量の減少、電子化の進展による新聞・雑誌等の減少に伴う集団回収量の減少などが要因と考えられます。

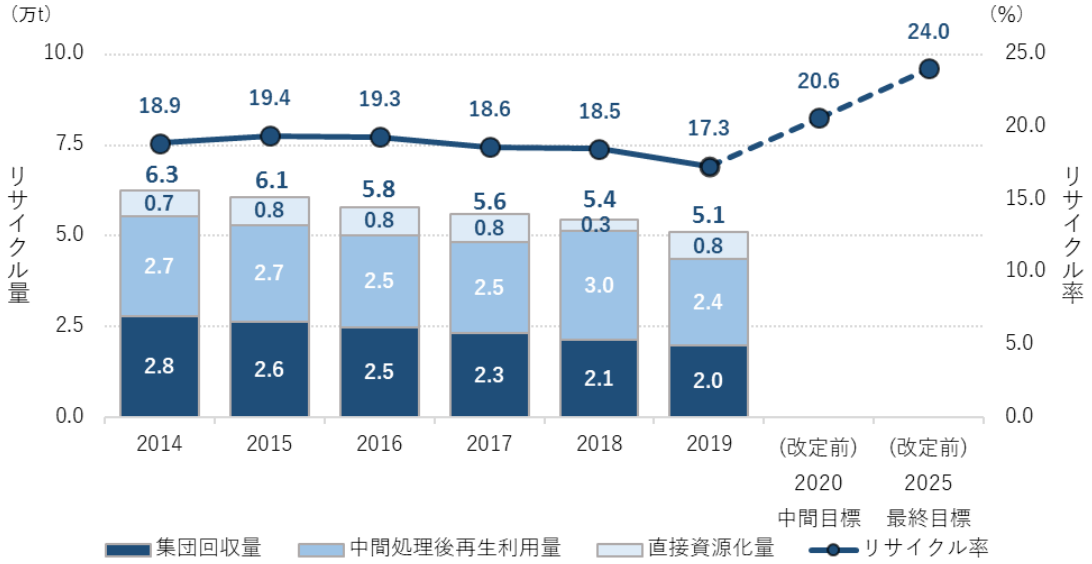

図 3.3.4　リサイクル量・率の推移

＜分別収集品目回収量＞

市では、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属等の分別収集を行い、品目ごとに再資源化事業者等に引き渡し、リサイクルしています。分別収集品目を拡大した 2009 年度以降、回収量は減少傾向にあります。

缶・びん、プラスチック製容器包装は減少傾向にありますが、ペットボトル、小型金属については増加傾向となっています。

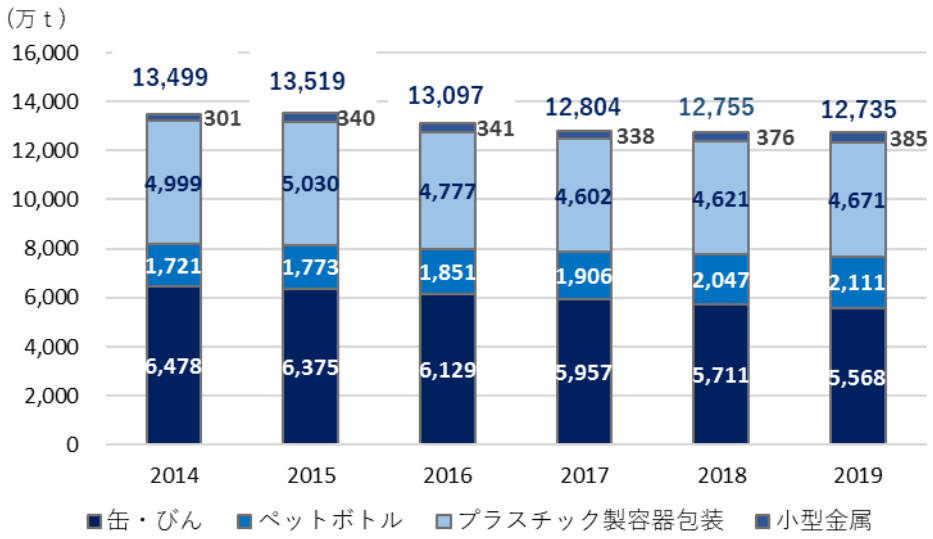

図 3.3.5　分別収集品目排出量の推移

＜清掃工場搬入量＞

清掃工場搬入量については、ごみ総排出量と同様に、2014 年度以降減少傾向が続いていましたが、2017 年度以降横ばいで推移しています。

家庭系ごみにおいて、生活ごみ排出量が近年横ばい傾向にあること、粗大ごみ及び直接搬入ごみ排出量が増加傾向であることから、清掃工場搬入量の減量スピードは鈍化傾向にあります。

図 3.3.6 清掃工場搬入量の推移

＜最終処分量＞

最終処分量については、清掃工場搬入量と同様に、2014 年度以降減少が続いていましたが、2016 年度以降横ばいで推移しています。

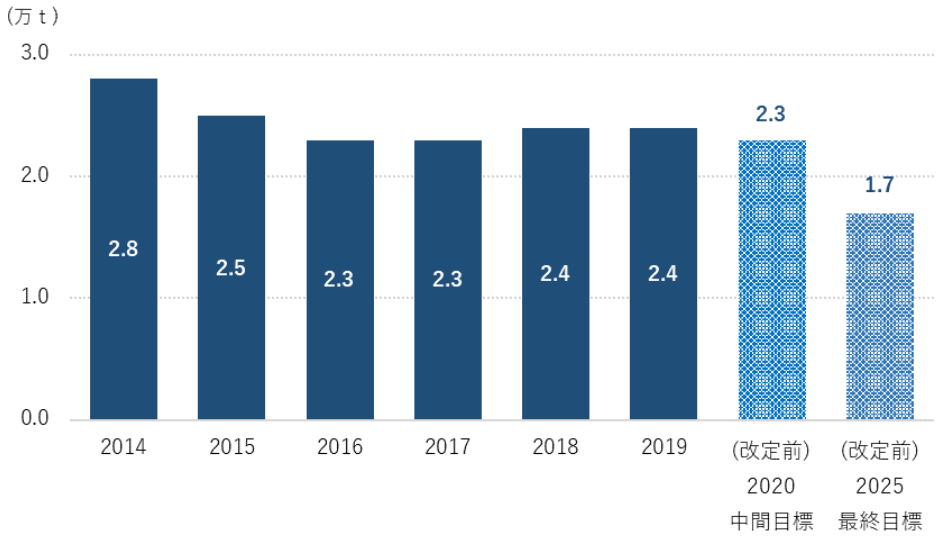

図 3.3.7 最終処分量の推移

＜ごみ処理事業経費＞

ごみ処理事業経費については、横ばいで推移しており、収集運搬経費、中間処理経費などの内訳についても同様の横ばい傾向となっています。

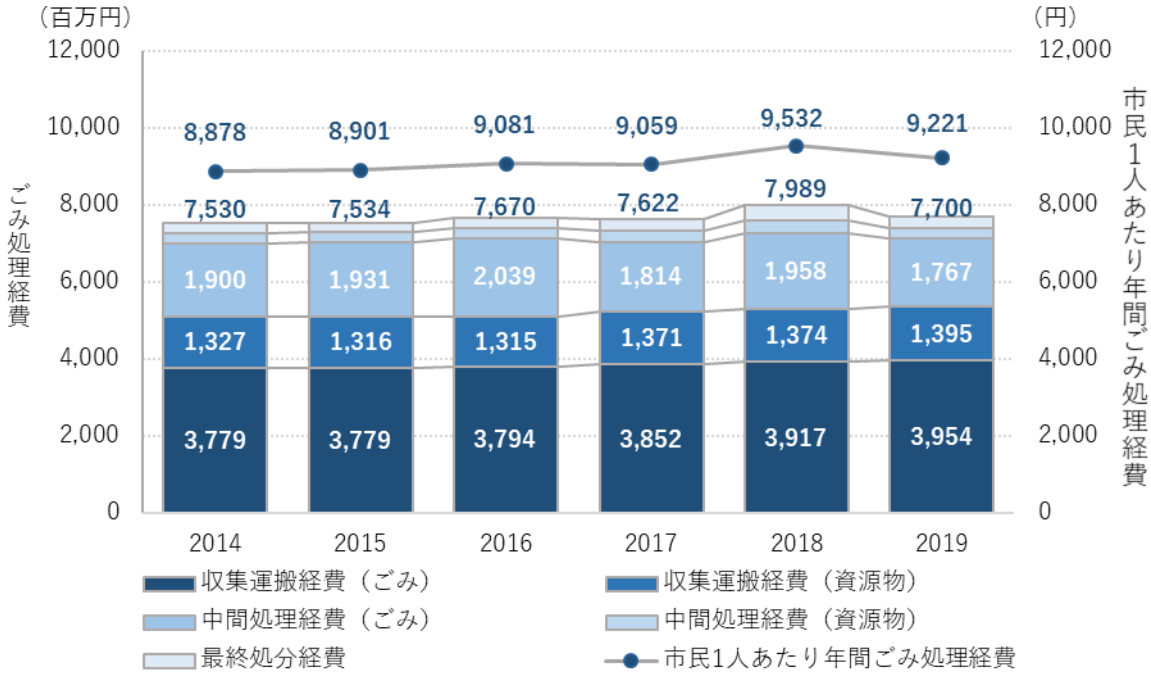

図 3.3.8 ごみ処理事業経費の推移

4．ごみの組成

＜生活ごみの組成＞

近年の生活ごみ組成分析調査の結果によると、手つかずの食品、食べ残しなど減量化可能なものが約35%、缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類などリサイクル可能なものが約24%生活ごみに混入しています。

缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属といった分別収集品目が生活ごみに合計約9%含まれており、2014年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

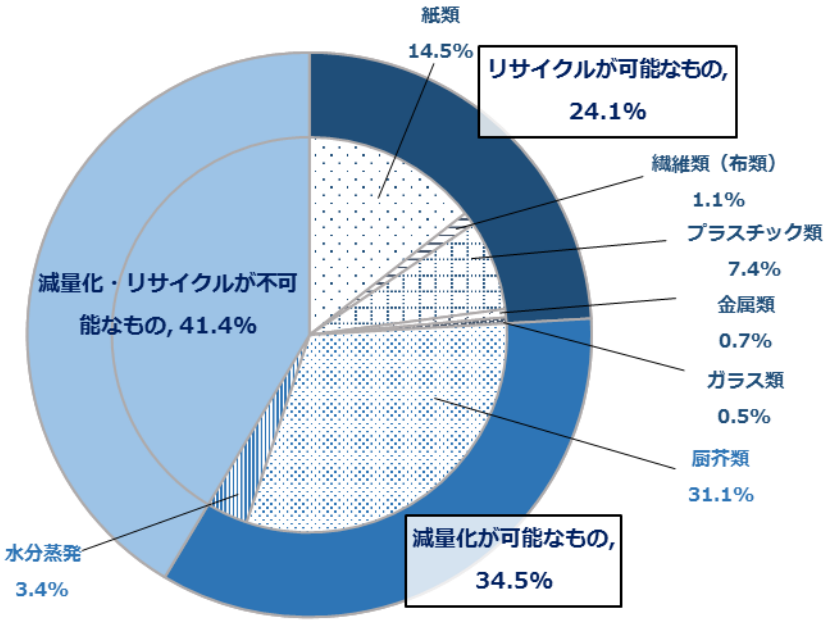

図 3.4.1　2019年度生活ごみ組成分析調査

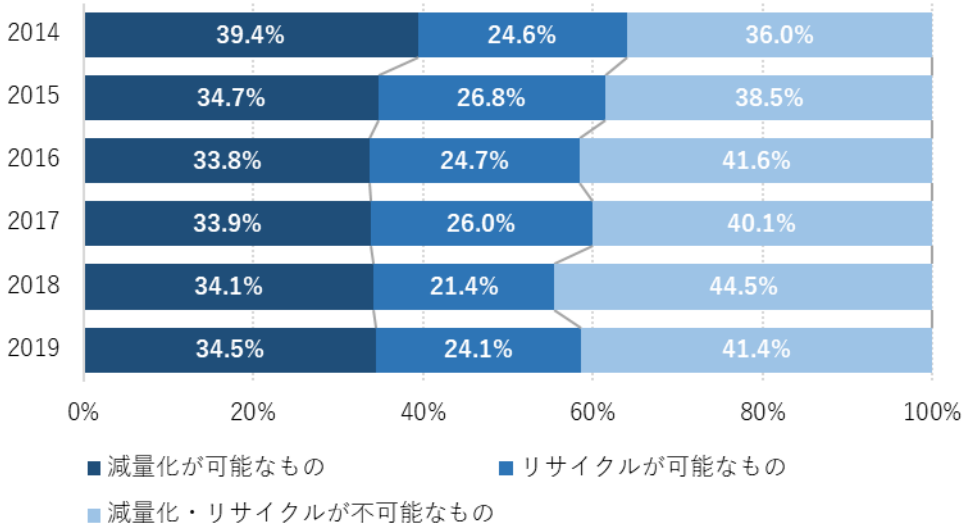

図 3.4.2　生活ごみ組成分析調査結果の推移

＜事業系ごみの組成＞

2016 年度、2019 年度の事業系一般廃棄物排出実態調査はほぼ同様の結果となっており、減量化・資源化可能なものが全体の約 61%であり、分別収集体制の整備が遅れている厨芥類を除くと、古紙類は約 22%と大きな割合を占めています。

ほぼ同様の方法で調査している大阪市、高槻市、京都市と比較すると、「紙類」「草木類」の割合が高く、「厨芥類」の割合が低い結果となっています。

なお、事業系ごみに含まれる産業廃棄物の割合は約 16%で「廃プラスチック類(13%)」「金属くず(2%)」「ガラスくず（1%)」などとなっています。

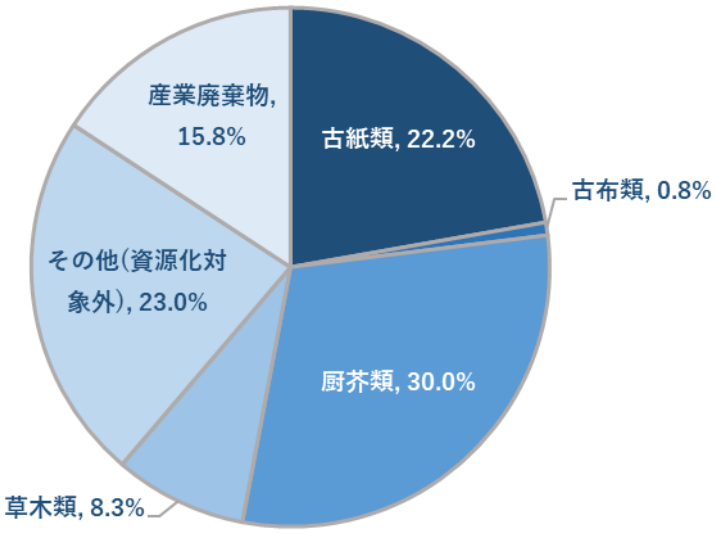

図 3.4.3　2019 年度事業系一般廃棄物排出実態調査

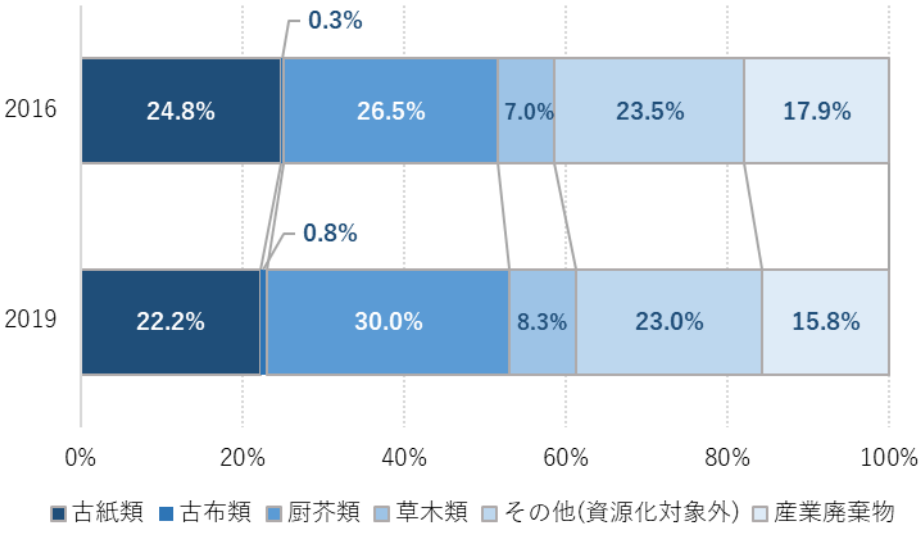

図 3.4.4　事業系一般廃棄物排出実態の推移

５．清掃工場の稼働状況

＜清掃工場の稼働状況＞

現在は、クリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場の 2 工場体制でごみ処理を行っており、稼働率については高い状況が続いております。

なお、2015 年度以降、東工場第一工場は老朽化に伴い、東工場第二工場及び臨海工場の定期修繕などの際における補完的な処理を行っております。

※稼働率=焼却処理量（トン／年）／清掃工場処理能力（トン／日）×年間基準稼働日数 280 日×0.96（調整率）
※清掃工場処理能力…2014 年度は 1,210 トン／日、2015 年度以降は 910 トン／日

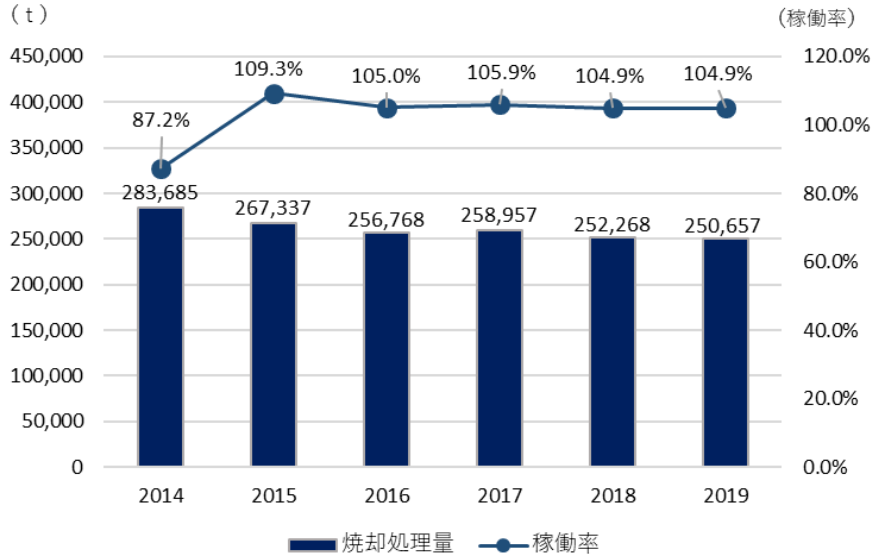

図 3.5.1 清掃工場稼働率の推移

＜直接搬入の状況＞

2016 年度に清掃工場搬入手数料の最低重量単位変更を行ない、搬入件数は減少しておりましたが、近年増加傾向となっています。工場別にみると、搬入時間の短い※東工場への搬入が全体の 65％以上を占めており、直接搬入が東工場に集中している状況となっています。

※　東工場搬入可能時間時間　11:30～16:30／臨海工場搬入可能時間　8:30～16:30

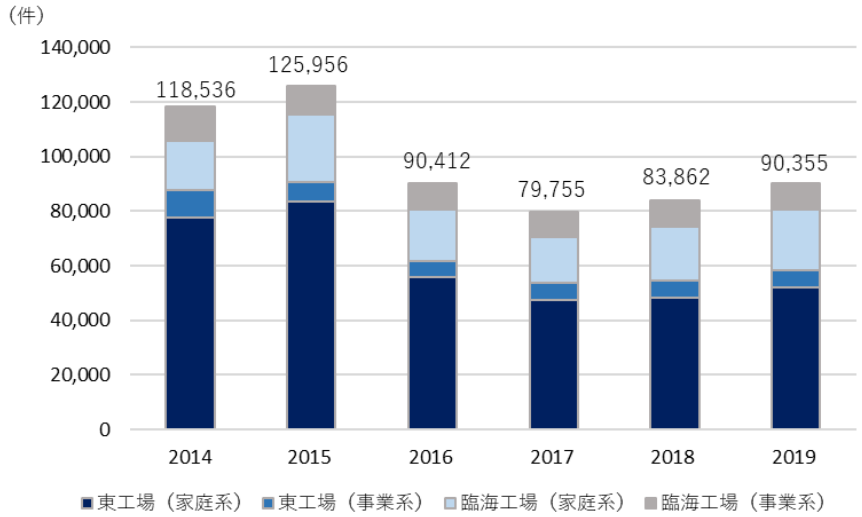

図 3.5.2　直接搬入件数の推移

６．ごみに関する市民・事業所の意識

2018 年度に実施した「ごみの減量化・リサイクル及び適正処理に関する市民・事業所意識調査」では、次のような結果が得られています。

＜家庭系ごみ（市民意識）＞

○　資源物の分別について、10 代、20 代、30 代といった若年層の分別意識が他の年代に比べて低くなっています。

○　資源物を分別しない理由として、「缶・びん」「ペットボトル」は「捨てたいときに捨てられない」、プラスチック製容器包装は、「手間がかかる」、小型金属は、「出し方・分け方がわからない」が最も多く、2013 年度に実施した前回回答とほぼ同じとなっています。

○　仮に古紙・古布、剪定枝の分別を開始した場合において、古紙・古布は 90%以上、剪定枝は 80%以上が「ぜひ協力したい」「できる範囲で協力したい」と回答しています。

○　ごみ減量・リサイクルへの取組について、リサイクルとリフューズは「普段から行っている」の割合が高くなっているのに対し、リデュースとリユースは「新たに取り組もうと考えている」の割合が高くなっています。

○　ごみ処理施設の整備について、「災害時に発生する多量の廃棄物への対応も可能な施設整備」を希望する割合が 2013 年度調査からすべての年代で増加しています。

○　市民が希望する市からの情報発信手段は、「広報さかい」「回覧板」が高いが、10 代、20 代は、「ツイッターや SNS」、30 代、40 代は、「堺市ホームページ」が他の年代より高くなっています。

○　ごみの減量化に努めている人とそうでない人が一律のごみ処理サービスを受けられる現状に対して、「ごみの減量に取り組んだ分のメリットがあるほうがよい」45%と高くなっています。「ごみ減量に取り組んでいる人には不公平感はあるだろうがこのままでよい」「特になんとも思わないし、このままでよい」が合計 46.8%となっています。

＜事業系ごみ（事業所意識）＞

○　排出するごみの種類は、どの業種でも使用される「紙くず」「古紙」が多く、次いで「生ごみ」「プラスチック製容器包装」「缶・びん・ペットボトル」となっています。

○　事業系ごみを分別しない理由として、「分別しなくても収集してくれる」が 33.2%と最も高く、「資源物の発生量が少ない」「分別が手間」が高くなっています。

○　今後のごみ排出量について、「現在の量と変わらないと思う」が 56.7%に対し、「1 割程度（若干）は減らせる」が 26%であり、事業者がリサイクルを進める余地があります。

○　清掃工場に搬入される資源化可能な資源物の分別協力について、「できる限り資源物は分別するなど、リサイクルに協力したい」が 70.5%と高く、事業者がリサイクルを進める余地があります。

○　市に求める周知施策について、「収集業者や処理業者に関する情報提供」「法律や条例等の規制に関する情報提供」が 40%を超えており、市に対する一層の情報提供を求める意見が見られます。

7．今後の課題

（1）将来ごみ量の推計

本市の将来ごみ量は、2014～2019 年度の過去のごみ量の推移をもとに、2021～2030 年度までの人口増減と改定前のごみ減量化・リサイクルに関する取組による減量効果を加味した推計（現状推移）で、2030 年度のごみ総排出量は 27 万トンと見込まれます。

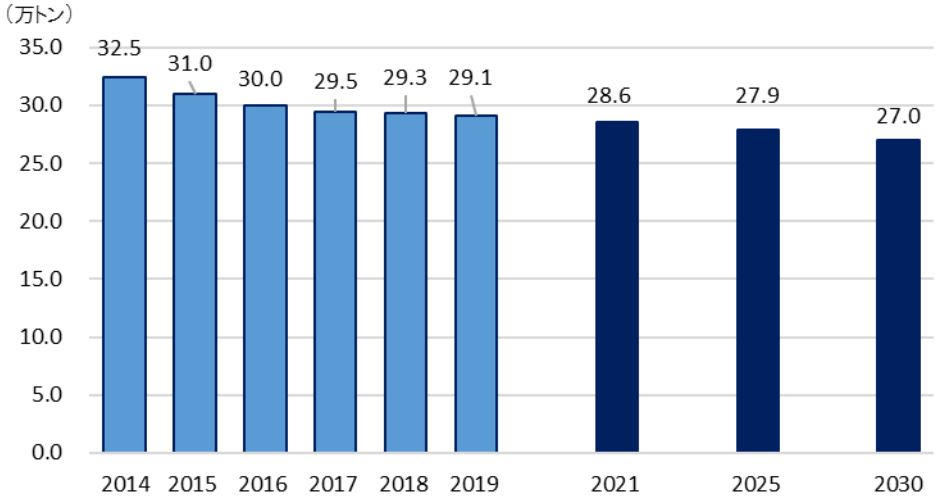

図 3.7.1　ごみ総排出量（現状推移）

（2）今後の課題

<減量化・リサイクル>

○ 第 3 次計画に基づく各種施策の推進により、ごみ総排出量の減量が進み、「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」「1 日あたり事業系ごみ排出量」の中間目標は達成していますが、ごみの減量が近年鈍化傾向となっており、更なるごみの減量化が必要と考えられます。

○ 「リサイクル率」においては低下傾向にあり、目標値と乖離する状況が続いており、更なるリサイクルの推進が必要と考えられます。

○ 生活ごみに分別収集品目対象が約 9%混入しており、その多くは、プラスチック製容器包装となっています。市民意識調査において、「手間がかかる」「分け方がわからない」などの理由で分別協力意識が低くなっており、ごみと資源の更なる分別徹底が必要と考えられます。

○ 生活ごみの約 15%がリサイクル可能な紙類となっていますが、市の集団回収量（古紙類）の減少が進んでいます。古紙類の回収体制が集団回収に一本化している本市において、古紙類の更なる回収が可能な新たな体制の構築が必要と考えられます。

○ 生活ごみのうち、約 35%が手つかずの食品、食べ残しなど食品ロスを含む生ごみとなっており、これらは減量化の可能性があるものです。また、生ごみに占める「手つかず食品」の割合が年々増加傾向にあり削減に向けた取組が必要と考えられます。

○ 事業系一般廃棄物のうち、約 61%が減量化・資源化可能なもの（古紙類、厨芥類など）であり、リサイクル促進に向けた積極的な取組が必要と考えられます。事業所意識調査において、分別しない理由として「分別しなくても収集してくれる」「分別が手間」などの理由で分別協力意識の低下が考えられます。

○ ごみの更なる減量化・リサイクルに向け、情報発信の強化が必要であり、ごみに関心のない層など従来の手法では周知徹底できなかった層への情報発信に向け、ICT を活用した新たな手法の検討・実施が必要と考えられます。

＜収集運搬＞

○ 分別収集品目、収集方法、収集頻度など、より適切な家庭系ごみ分別収集体制の見直しの検討が必要と考えられます。

○ ごみ処理事業経費に占める収集運搬経費の割合が高い状況となっています。また、収集運搬の委託費をみると資源物の分別収集に多額のコスト（収集運搬経費の約 35%）を要している状況となっています。

○ 清掃工場への直接搬入について、2016 年度最低重量単位変更時は直接搬入件数が激減しましたが、近年増加傾向にあります。工場内の安全確保及び検査体制の充実のため、事前申込制や搬入可能日の見直しなど混雑緩和に向けた検討が必要と考えられます。

○ 事業系一般廃棄物に約 16%の産業廃棄物が混入しており、一部事業者に対して、清掃工場における搬入物検査を強化するなど事業系ごみの適正処理の推進が必要と考えられます。

○ 事業所意識調査において、「量が少ないため、家庭ごみとして排出している」といった回答が見受けられ、少量排出事業者への対応が課題となっています。

○ 今後高齢化が進むことを見据え、ごみ出し支援の更なる充実や、よりわかりやすいごみの分別・排出方法を検討するなど高齢者への対応が課題となっています。

＜中間処理＞

○ 現在、主にクリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場の 2 工場でごみ処理を行い、両工場の定期修繕等の際に東工場第一工場で補完的に処理を行っているが、第一工場は稼働から 40 年以上経過しており、老朽化が進んでいるため、今後長期間の運転が困難な状況となっています。

○ 2 工場を主とした現在の処理体制において、清掃工場の稼働率が高い状況が続いています。

○ クリーンセンター東工場及び臨海工場は、どちらも市域の北部に配置されており、収集運搬効率や CO_2 排出量の削減など低炭素社会の構築に貢献することも視野にいれて、長期的なごみの安全・安心な処理体制を構築していく必要があります。

○ 頻発する自然災害や今後高い発生確率で予想されている南海トラフ地震などの大規模災害時に備え、焼却施設の分散配置を図り、災害廃棄物処理を見据えた一定の処理能力を確保することが必要と考えられます。

○ 今後 2012～2013 年度に基幹改良工事を実施した東工場第二工場と、2013 年度から稼働開始した臨海工場とが今後更新時期を迎えることが想定され、新清掃工場の建設を視野に「施設整備計画」の策定に着手していく必要があると考えられます。

第４章 ごみ処理の将来像

１．基本理念と基本方針

（１）基本理念

『ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」』

ごみを排出する主体であり、減量化・リサイクルの実践者である市民・事業者、ごみの減量化等に取り組む市民団体、ごみとなるものを生産・販売する事業者、ごみの処理やリサイクルを行う事業者、ごみ処理事業を運営する行政等、様々な立場がともにごみの減量化・リサイクルを進めることで、「循環型のまち・堺」の実現を図ります。

（２）基本方針

≪基本方針❶　４Ｒのさらなる推進≫

発生源でごみを断つこと（Refuse：リフューズ）、ごみとなるものを減量すること（Reduce：リデュース）に優先して取り組み、ごみとなったものについては、くり返し使うこと（Reuse：リユース）、再資源化すること（Recycle：リサイクル）の順に循環的な利用を徹底することにより、ごみの更なる減量化・リサイクルを進めます。

≪基本方針❷　ごみに関わる多様な主体の連携・協働≫

ごみの減量化・リサイクルの実践者である市民・事業者や、ごみの減量等に取り組む市民団体、ごみとなるものを生産・販売する事業者、ごみの処理やリサイクルを行う事業者、ごみ処理事業を運営する行政等、ごみに関わる多様な主体による連携・協働を進めます。

≪基本方針❸　環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築≫

ごみの処理は、市民生活に深く関わりを持つ環境衛生上欠くことのできない事業であり、発生したごみについては、市民の安全・安心を確保したうえで、環境にも配慮しつつ、安定的に収集・処理を行う必要があります。このため、ごみ処理について統括的な責任を有する行政として、平常時における法令等に基づいた適正な処理体制の確保はもとより、大規模災害時におけるがれき等災害廃棄物の迅速かつ適正な処理も見据えて、環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築を図ります。

２．計画目標と取組指標

2019 年度のごみの排出実績を基準とし、2025 年度を中間目標、2030 年度を最終目標に計画目標を定めます。目標値については、2025 年中間目標年度に必要に応じて見直しを行います。

また、計画目標の達成に向けて、重点的に取り組む施策の取組状況及び進捗状況を把握、今後の方向性の検討を行うための取組指標を設定します。取組指標についても、2025 年度に計画目標と合わせて必要に応じて見直しを行います。

（1）計画目標

２工場体制の確立に向け、ごみの処理に関する目標として、引き続き「清掃工場搬入量」及び「最終処分量」を設定します。

ごみの排出に関する目標として、引き続き、家庭系ごみに関する「１人１日あたり家庭系ごみ排出量」、事業系ごみに関する「１日あたり事業系ごみ排出量」を引き続き設定します。

リサイクルに関する目標として、ごみと資源の分別を徹底し、リサイクルの更なる促進を図る目標として「分別まちがい率※」を新たに設定します。

※生活ごみの中に含まれるリサイクル可能な資源物（缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属、古紙類、古布類など）の割合

表 4.2.1　計画目標

目標項目	2019年度（基準）		2025年度（中間目標）		2030年度（最終目標）
清掃工場搬入量	25.3万トン	↘	24.1万トン（1.2万トン削減）	↘	22.0万トン以下（3.3万トン削減）
１人１日あたり家庭系ごみ排出量	643グラム	↘	628グラム（15グラム削減）	↘	580グラム以下（63グラム削減）
１日あたり事業系ごみ排出量	235トン	↘	222トン（13トン削減）	↘	214トン以下（21トン削減）
分別まちがい率	24.1%	↘	22.5%（1.6%低下）	↘	20.6%以下（3.5%低下）
最終処分量	2.4万トン	↘	2.2万トン（0.2万トン削減）	↘	2.0万トン以下（0.4万トン削減）

（２）取組指標

計画目標を達成するうえで、重点的に取り組む施策に関する取組指標を設定します。

また、改定前の計画目標である「リサイクル率」について、引き続き指標として、進捗管理を行います。

表 4.2.2　取組指標

目標項目	2019年度（基準）	今後の方向性	備考
○生ごみに占める「手つかず食品」の割合	19.2%	低下	・【施策】食品ロスを含む家庭系生ごみの削減
○生活ごみに占めるリサイクル可能な「その他古紙（雑がみ）」の割合	9.4%	低下	・【施策】家庭系古紙類の回収強化（集団回収の更なる促進）
○事業系一般廃棄物減量等計画書のごみ排出量に占める「再資源化量」の割合	57%※	上昇	・【施策】事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備
○リサイクル率【事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含めない場合】	17.3%	上昇	・現行計画から継続
○リサイクル率【事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含める場合】	27.2%	上昇	・現行計画から継続
○家庭系リサイクル率	16.6%	上昇	・現行計画から継続

※　2018 年度実績

３．実現に向けて

（１）基本方針❶　４Ｒの更なる推進

基本施策 1-1　リフューズ・リデュースの推進

循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・リサイクル推進にあたり、ごみの発生排出抑制を優先的に推進するため、リフューズ（発生源でごみを断つ）、リデュース（ごみとなるものを減量する）に積極的に取り組みます。また、更なる減量の向け、市のごみ処理における減量化の余地を把握し、減量対象を絞った具体的施策を積極的に実施します。

≪主な施策１：食品ロスを含む家庭系生ごみの削減≫　　【重点的に検討・実施すべき取組】

生活ごみの約 35％を占める厨芥類（生ごみ）の削減に向け、以下の取組について、検討・実施します。また、生ごみのうち、近年社会的課題となっている食品ロスの削減については、2019 年 5 月に公布、10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」の動向を踏まえ、市民・事業者と協働して、生ごみの削減に向けた取組を重点的に進めます。

①　家庭系生ごみ減量対策の実施

水分が約 80％を占める生ごみの減量に向け、「生ごみの水きり」に関するさまざまな手法について情報発信を行います。また、「生ごみの水きり」以外の減量に関する新たな取組を検討・実施し、更なる市民周知を推進します。

「生ごみの水きり」の推進	（主な内容） ○「生ごみの水きり」に関する積極的な情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化（生ごみの水きり）					
生ごみの減量に関する情報発信の強化	（主な内容） ○生ごみ削減に関する効果や事例の照会などハンドブック等の作成・配布 ○ICTを活用した情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化（ハンドブック等の作成やICTの活用）					
新たな生ごみ減量施策の検討・実施	（主な内容） ○新たな生ごみ減量施策の実施に向けた検討									
	2021				2025					2030
					調査・検討・実施					
「生きごみさん」の普及促進	（主な内容） ○講習会や普及促進イベントの実施 ○４RアドバイザーやICTを活用した情報発信									
	2021				2025					2030
					普及促進					

② 食品ロスの削減

市域における食品ロスの実態把握に努めながら、食品ロスである「手つかず食品」や「食べ残し」などの削減を促す新たな具体的施策を検討・実施し、食品ロス削減に関するガイドブックやチラシなど、様々な媒体をとおして情報発信を行います。

すでに実施している「エコショップ制度」を拡充しながら、消費者の食品ロス削減に関する行動の誘導・情報発信に取り組みます。

食品ロス削減に関する情報発信強化	（主な内容） ○食品ロス削減に関するイベント、パネル展等の実施 ○食品ロス削減アプリ提供事業者との連携 ○食品ロスダイアリーの推進 ○食品ロス削減活動を行う民間事業者や庁内関係部局との連携及び情報発信									
	2021				2025					2030
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
			情報発信強化（イベント・パネル展、食品ロスダイアリーなど）							
			→	→	→	→	→	→	→	→
				食品ロス削減アプリ提供事業者との連携						
				→	→	→	→	→	→	→
				食品ロス削減に関する連携・情報発信						
「エコショップ制度」の拡充	（主な内容） ○食品ロス削減に取り組む小売店等の登録店舗数の拡大									
	2021				2025					2030
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
				登録店舗数の拡大						

≪主な施策２：使い捨てプラスチック削減≫

近年社会的課題となっている海洋プラスチック問題の解決に向けた対策として、国が 2019 年 5 月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、使い捨てプラスチックの使用削減などの目標を示しています。市では、2019 年 1 月から使い捨てプラスチック削減運動「PLASTIC-Free チャレンジ」を開始し、必要のないプラスチックをできるだけ使用しないプラスチックフリーなライフスタイルへの転換を促すため、様々な媒体をとおして情報を発信、市民のライフスタイルの変革を図ります。

① 使い捨てプラスチック削減の推進

2020 年 7 月に開始されたレジ袋有料化を踏まえ、市民のマイバッグ携帯に関する意識向上を図り、マイバック携帯の定着をめざすことにより、「使い捨て」について考える契機とし、市民のライフスタイルの変革を図ります。

また、マイボトル給水スポットの設置やマイボトルの積極的利用を呼び掛け、マイボトル携帯の定着を進めます。

マイバッグ携帯の推進	（主な内容） 〇マイバッグ携帯定着施策の実施 〇マイバッグ携帯に向けた情報発信									
	2021				2025					2030
			マイバッグ携帯に関する施策実施、情報発信							
マイボトル利用の促進	（主な内容） 〇マイボトル携帯定着施策の実施 〇マイボトル携帯に向けた情報発信									
	2021				2025					2030
			マイボトル携帯に関する施策実施、情報発信							
上記以外の使い捨てプラスチック削減の推進	（主な内容） 〇使い捨てプラスチック削減に関するイベント、パネル展等の実施 〇使い捨てプラスチック削減事例の紹介									
	2021				2025					2030
				使い捨てプラスチック削減の推進						

② 民間事業者との連携

「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」に基づき、事業者及び市民活動団体と協働して、レジ袋を含む使い捨てプラスチックの削減を進めます。また、事業者が独自で実施する使い捨てプラスチックを含む資源物の店頭回収や「エコショップ制度」の拡充など民間事業者と連携しながら、使い捨てプラスチック削減に関する取組を推進します。

使い捨てプラスチック削減協定による取組促進	（主な内容） ○協定締結事業者の拡充 ○協定締結事業者と連携した取組の推進 ○協定締結事業者と市民活動団体の取組状況等の情報発信									
	2021				2025					2030
				協定に基づく連携・情報発信						
事業者による店頭回収等自主回収の促進	（主な内容） ○民間事業者による店頭回収の実態の把握 ○民間事業者による自主回収の促進に向けた連携（情報共有）									
	2021				2025					2030
	調査（実態の把握）					**自主回収の促進**				
「エコショップ制度」の拡充	（主な内容） ○使い捨てプラスチック削減等に取り組む小売店の登録店舗数の拡大									
	2021				2025					2030
				登録店舗数の拡大						

≪主な施策３：家庭ごみ有料化の導入≫

ごみの減量化・リサイクルの効果的な施策のひとつとして、導入に向けて引き続き検討を行います。

なお、有料化の導入に向けて、市民の十分な理解と協力が得られるよう、家庭ごみ有料化の目的や減量効果などについて、市民にわかりやすい情報発信を積極的に行います。

① 家庭ごみ有料化導入に向けた検討

家庭ごみ有料化は、ごみ減量化・リサイクルに関する効果的な施策のひとつであり、市のごみ処理状況や社会経済情勢等に注視しながら、導入に向けて、具体的な制度設計、価格設定、減免制度の在り方などについて、今後も検討を進めます。

家庭ごみ有料化導入に向けた検討	（主な内容） 〇家庭ごみ有料化導入に関する調査（情報収集） 〇家庭ごみ有料化導入における減量効果、具体的制度設計などの検討 〇家庭ごみ有料化の導入									
	2021				2025					2030
	導入に向けた調査、検討						**（有料化の導入）**			

② 家庭ごみ有料化に関する情報発信

家庭ごみ有料化の導入に向けて、ごみ減量に関する市民意識の向上を図るため、家庭ごみ有料化の目的や減量効果、市のごみ処理状況などについて、十分な情報発信を行い、ごみの有料化導入の必要性及び可能性についても言及するなど、わかりやすい情報発信を積極的に行います。

家庭ごみ有料化導入に向けた情報発信	（主な内容） 〇家庭ごみ有料化に関する情報発信 〇家庭ごみ有料化導入にむけた市民への情報発信の強化									
	2021				2025					2030
	有料化に関する情報発信				**（有料化の導入に向けた情報発信の強化）**					

≪主な施策４：事業系ごみの適正排出の推進≫

事業系ごみの減量化・リサイクルに向け、事業用大規模建築物所有者を含む廃棄物管理責任者に対する啓発や指導を強化します。また、清掃工場における搬入物検査においても指導を強化します。

① 事業用大規模建築物所有者に対する取組強化

事業用大規模建築物の所有者から提出された「事業系一般廃棄物減量等計画書」を基に、実態の把握に努め、訪問指導件数の増加や計画書提出事業者の対象拡大など、制度の充実に努めます。

減量等計画書提出事業者への指導強化	（主な内容） ○指導内容の充実（発生抑制及びリサイクルルートへの誘導等） ○指導件数の拡大									
	2021				2025					2030
				指導内容の充実・指導件数の拡大						
減量等計画書提出事業者の対象拡大を含めた制度の充実	（主な内容） ○減量等計画書の提出内容の充実 ○減量計画書の提出対象事業者の拡大									
	2021				2025					2030
					提出内容の充実					
			調査・検討				**対象の拡大**			

② 清掃工場における搬入物検査の指導強化

清掃工場において、ごみ検査機を活用した展開検査数の増加などにより、搬入物検査等による指導を強化し、適正排出及び適正処理の推進に取り組みます。

搬入物検査による指導強化	（主な内容） ○事前申込制による搬入前検査の徹底 ○展開検査の強化 ○展開検査数の公表 ○関係部局との連携による指導強化									
	2021				2025					2030
			指導強化（展開検査数の公表、関係部局との連携）							

基本施策 1-2　リユース・リサイクルの推進

循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・リサイクル推進にあたり、ごみの発生排出抑制を優先的に、リフューズ・リデュース・リユースの順に取り組み、最終手段としてリサイクル（再資源化）に取り組みます。また、更なるリサイクル促進に向け、市のごみ処理状況におけるリサイクル可能な余地を把握し、推進対象を絞った具体的施策を積極的に実施します。

≪主な施策１：リユースの推進≫

市民のリユースに関する取組意識や利用状況、民間事業者の実施状況など現状把握に努め、民間事業者等と連携しながら、フリーマーケットやリユースアプリに関する情報提供、市内イベントでのリユース食器の利用促進などリユースの機会に関する市民への情報発信を進めていくなど、市民が利用しやすいリユース環境の整備等を進めます。

リユースに関する情報発信の強化	（主な内容） ○市域内におけるリユースの実態の把握 ○民間事業者との連携（情報共有、情報発信） 2021　2025　2030 **調査（実態の把握）**　**民間事業者との連携（情報共有）**
リユース食器の利用促進	（主な内容） ○リユース食器利用促進に向けた情報発信 2021　2025　2030 **利用促進に向けた情報発信**
リユースアプリ等による民間事業者との連携（情報発信）	（主な内容） ○リユースアプリ等提供事業者との連携（情報共有、情報発信） 2021　2025　2030 **民間事業者との連携（情報発信）**
「エコショップ制度」の拡充	（主な内容） ○日用品の修理や中古品の買取・販売等を行う小売店の登録店舗数の拡大 2021　2025　2030 **登録店舗数の拡大**

≪主な施策２：家庭系古紙類の回収強化>　　【重点的に検討・実施すべき取組】

生活ごみの約 16％を占める古紙類（古布類を含む）の回収強化は、リサイクル促進における効果的施策であり、現在の集団回収報償金制度の充実に加えて、市による分別収集や拠点回収などの行政回収の検討・実施に取り組みます。

① 集団回収の更なる促進

集団回収の実施・未実施地域など現状把握に努め、市における未実施地域の解消をめざします。

2019 年 8 月に新たに対象品目に追加した雑がみ（その他の古紙）の周知徹底に努め、更なる回収を行います。

また、回収量の増加に向け、他市などの先進事例を参考に制度の充実に努めます。

集団回収未実施地域の解消	（主な内容） ○未実施地域の解消に向けた取組を全区で実施									
	2021				2025					2030
	未実施地域の解消									
「雑がみ（その他古紙）」の更なる分別・回収	（主な内容） ○雑がみの分別に関する情報発信の強化 ○「雑がみ回収袋」を配布するなど市民周知									
	2021				2025					2030
	雑がみの更なる回収の促進									
集団回収の継続実施に向けた取組の推進	（主な内容） ○申請時等のＩＣＴ活用等、実施団体が継続しやすい取組の推進 ○実施団体への分別徹底や古紙回収状況等の情報提供									
	2021				2025					2030
	調査・検討		**ＩＣＴ化等、実施団体が継続しやすい取組の推進**							
	実施団体への情報提供									

② 新たな古紙回収体制の構築

古紙類の新たな回収については、古紙の市況等の社会経済情勢を注視しながら、「エコショップ制度」の充実を含む民間事業者との連携も視野に導入時期や具体的な制度設計についてより実効的な手法を検討し、市による分別収集や拠点回収など新たな古紙回収体制の構築に取り組みます。

古紙回収体制（分別収集／拠点回収）の新たな構築	（主な内容） 〇行政回収体制による新たな古紙回収体制の構築に向けた検討・実施									
	2021				2025					2030
	分別収集体制構築に向けた調査、検討						**（分別収集体制の構築）**			
	拠点回収体制構築に向けた調査、検討					**拠点回収体制の構築**				
民間事業者との連携（回収拠点の設置、情報共有等）	（主な内容） 〇民間事業者と連携した古紙回収体制の検討・実施									
	2021				2025					2030
				民間事業者との連携						
「エコショップ制度」の拡充	（主な内容） 〇古紙の回収等を行う小売店の登録店舗数の拡大									
	2021				2025					2030
				登録店舗数の拡大						

≪主な施策３：ごみと資源の分別徹底＞　　【重点的に検討・実施すべき取組】

生活ごみの約 24％を占めるリサイクル可能な資源物（缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属など）の適正排出指導を強化し、また、集団回収（古紙類）の利用を積極的に促すことにより、更なる適正排出及びリサイクル促進に努めます。

① 未分別ごみに対する指導強化

生活ごみに資源物が混入している場合に適正排出に関するチラシの配布や啓発シール貼付によるごみの残置を行うなど、未分別ごみ排出者に対する指導を強化します。

生活ごみ等の適正排出率向上に向けた指導強化・情報発信	（主な内容） ○生活ごみ等に異物混入が見られる家庭等に対する啓発チラシの配布 ○不適正排出に関する事例紹介など情報発信の強化 ○適正排出率向上に向けた新規施策の実施 2021　2025　2030 **情報発信強化** **啓発チラシの配布** **調査・検討**　**適正排出に向けた施策実施**
集合住宅への指導強化	（主な内容） ○集合住宅を対象とした不適正排出に関する指導の徹底 ○集合住宅管理会社等との連携 ○適正排出に向けた「継続ごみ収集制度（家庭系）」の見直し 2021　2025　2030 **指導強化、管理会社等との連携** **「継続ごみ制度（家庭系）」見直しの検討・実施**

② 未分別ごみに関する情報発信の強化

未分別ごみの適正排出に向け、広報さかいや回覧板、SNS などの電子媒体など複数の手法を使用し、市のリサイクル状況や排出方法を含めて資源とごみの分別排出の徹底に向けた情報発信を強化します。

ごみと資源の分別徹底に向けた情報発信	（主な内容） ○回覧板やSNSを使用した定期的な情報発信 ○ごみ分別アプリ「さんあ～る」を活用した情報発信 2021　2025　2030 **情報発信強化**

≪主な施策４：事業系古紙のリサイクル推進≫

事業系一般廃棄物の約 22%を占める古紙類のリサイクル促進のため、民間再資源化事業者を活用したリサイクルルートを構築し、リサイクル可能な事業系古紙の清掃工場搬入禁止について検討・実施を進めます。

「事業系古紙回収協力店事業所制度」の拡充	（主な内容） ○「事業系古紙回収協力事業所制度」の周知の強化 ○「事業系古紙回収協力事業所制度」の拡大									
	2021				2025					2030
					制度の拡充					
新たな事業系古紙リサイクルルートの構築と誘導	（主な内容） ○新たな事業系古紙リサイクルルートの構築									
	2021				2025					2030
	調査・検討			**新たな事業系古紙リサイクルルートの構築**						
リサイクル可能な事業系古紙の清掃工場搬入禁止	（主な内容） ○リサイクル可能な古紙の清掃工場搬入禁止									
	2021				2025					2030
	調査・検討					**古紙類の搬入禁止**				

≪主な施策５：清掃工場搬入手数料の改定の検討>

民間事業者による自主的な減量化・リサイクルのため、リサイクルルートへの誘導に向けた取組として、清掃工場搬入手数料の見直しの検討を行います。

リサイクル促進に向けた清掃工場搬入手数料の見直し	（主な内容） ○清掃工場搬入手数料の見直し									
	2021				2025					2030
		見直しに向けた検討					**（清掃工場搬入手数料の見直し）**			

≪主な施策６：各種リサイクル法に基づく推進≫

パソコンや特定家庭用機器（家電４品目：エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）など、資源有効利用促進法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などの各種リサイクル法に基づき排出・リサイクルルートが構築されています。

これらの対象品目については更なるリサイクル促進に向けて、廃棄物処理法によらず、各種リサイクル法に基づく処理を推進します。

また、容器包装リサイクル法の状況等に合わせた収集・リサイクルを推進します。

各種リサイクル法に基づく処理の推進	（主な内容） 〇義務外品（家電4品目）等の適切な収集運搬体制の確保 〇最適な使用済小型家電の回収・リサイクル体制の確立 〇容器包装リサイクル法に基づく収集の見直し									
	2021				2025					2030
				各種リサイクル法に基づく推進						

（２）基本方針❷　ごみに関わる多様な主体の連携・協働

基本施策 2-1　ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化

ごみの減量化・リサイクルの推進のため、市が行うごみ処理行政について、ごみに関わる多様な主体の協力が必要です。そのためには、市民や事業者に分別方法、収集、ごみの減量化・リサイクル施策などについて広く情報発信することが重要なことから、電子媒体など ICT の更なる活用により、対象に応じた新たな情報発信手法の検討を行います。

≪主な施策１：家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信≫

市におけるごみ処理状況に関する情報提供の充実やごみの減量に関する具体的な目標の設定など、市民にわかりやすい情報発信を行い、ごみへの関心が低い層等への効果的な発信方法を検討・実施します。また、ICT の更なる活用のため、SNS やごみ分別アプリなど電子媒体を活用した情報発信強化に向けた取組を進めます。

①　ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化

ごみの減量化・リサイクルに関する市民意識向上のため、ごみの出し方やリサイクルに関する情報について、年齢層など対象に合わせたわかりやすい情報発信を積極的に推進します。

ごみの排出方法等に関するパンフレット（現：資源とごみの出し方便利帳）は、定期的に見直し、ごみ減量化・リサイクルに関する情報発信の重要ツールとして活用します。

減量化・リサイクルに関する情報発信の強化	（主な内容） ○ごみの排出方法等に関するパンフレットによる定期的な情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化					
ごみへの関心が低い層等への情報発信	（主な内容） ○年齢層及び世帯構成等に応じた情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化					
若年層等を対象とした環境教育の充実	（主な内容） ○各種教育機関と連携した情報発信 ○ICTを活用した情報発信									
	2021				2025					2030
					各種教育機関と連携、情報発信強化					

② 情報発信手法の充実

ごみの減量に関する情報発信の際には、広報さかいや回覧板など従来の紙媒体に加えて、SNS やごみ分別アプリなど、電子媒体の活用に積極的に取り組みます。また、自治会・ごみ減量化推進員・各種教育機関等と連携しながら、ごみへの関心が低い層等に向けた新たな情報発信手法の検討を行います。

自治会との連携	（主な内容） ○回覧板（自治会）による定期的な情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化					
SNS、分別アプリ等電子媒体（ICT）の活用	（主な内容） ○ICTを活用した情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化					
新たな情報発信手法の確立	（主な内容） ○ごみへの関心が低い層、ごみに詳しくない層に向けた情報発信手法の確立 ○ごみ減量化推進員の活用									
	2021				2025					2030
			新たな情報発信手法の検討・実施							

≪主な施策２：事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信≫　【重点的に検討・実施すべき取組】

ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む事業所には、先進的な取組事例等の情報提供を行い、その他の事業所には、適正処理を含めた情報発信を行います。また、電子媒体など ICT を活用した情報発信強化に取り組みます。

事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信	（主な内容） ○事業系ごみ減量化・リサイクルに関するパンフレット等の作成・配布 ○ICTを活用した情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化					
少量排出事業者に対する情報発信の強化	（主な内容） ○少量排出事業者の実態把握 ○少量排出事業者の適正排出に向けた情報発信の強化									
	2021				2025					2030
	調査（実態把握）					**情報発信強化**				
優良事業所の表彰制度構築	（主な内容） ○事業系ごみの減量化・リサイクルに取り組む優良事業所の表彰制度の検討									
	2021				2025					2030
					調査・検討・構築					

基本施策 2-2　市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進

ごみに関わる多様な主体による自主的･主体的な取組が進められるよう、必要な体制整備の確保や情報の共有、ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信を行います。

≪主な施策 1：事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備>　　【重点的に検討・実施すべき取組】

堺市内には、食品廃棄物や木質廃棄物などを取り扱う民間再資源化事業者が集約しているエコタウンがあり、更なるリサイクルの推進に向け、エコタウンをはじめとした民間再資源化事業者との連携によるリサイクル体制を整備し、事業者の自主的なリサイクルを促進します。

① 大阪府エコタウンプランとの連携による処理体制の確保

臨海部（堺第 7-3 区）のエコタウンに立地する民間再資源化事業者における処理体制（許可等）を継続的に確保し、活用に向けた情報発信を積極的に行います。

大阪府エコタウンプランとの連携によるリサイクル体制の確保	（主な内容） ○エコタウンに立地する民間再資源化事業者における処理体制の確保									
	2021				2025					2030
					処理体制の確保					
エコタウン活用の促進	（主な内容） ○エコタウン事業者に関する情報発信 ○エコタウンへの誘導施策の実施									
	2021				2025					2030
					エコタウンへの誘導を含めた情報発信					

② 民間再資源化事業者との連携強化

エコタウンを含む民間再資源化事業者との連携、排出事業者に対する情報発信を行いながら、事業者による自主的な減量化・リサイクルの取組を促進します。

民間再資源化事業者との連携	（主な内容） ○民間再資源化事業者との連携によるリサイクル誘導施策の実施									
	2021				2025					2030
			リサイクルへの誘導を含めた民間事業者との連携							
民間再資源化事業者の活用に向けた情報発信	（主な内容） ○民間再資源化事業者に関する情報発信									
	2021				2025					2030
					民間事業者の活用に向けた情報発信					

≪主な施策２：事業系食品廃棄物の減量・リサイクルの促進≫

事業系一般廃棄物の約 30％を占める食品廃棄物（厨芥類）の減量化・リサイクルの促進のため、民間再資源化事業者を活用したリサイクルルートを構築し、事業系食品廃棄物の減量・リサイクルに関する情報発信に取り組みます。

また、事業系食品ロス削減に向け、事業系食品廃棄物の減量化に取り組みます。

① 民間再資源化事業者（食品廃棄物）との連携強化

堺市内における食品残渣等バイオマス資源の利活用に向けて、民間再資源化事業者（食品廃棄物）と連携、リサイクルルートの構築に努め、食品ロス削減推進法や食品リサイクル法の普及に努め、事業者の自主的な取組を促進します。

民間再資源化事業者（食品廃棄物）との連携	（主な内容） ○民間再資源化事業者との連携によるリサイクル誘導施策の実施									
	2021				2025					2030
					リサイクルへの誘導を含めた民間事業者との連携					
民間再資源化事業者（食品廃棄物）の活用に向けた情報発信	（主な内容） ○民間再資源化事業者に関する情報発信									
	2021				2025					2030
					民間事業者の活用に向けた情報発信					

② 事業系食品廃棄物の削減

事業者及び関係団体と連携しながら、事業系食品ロスなどの活用策の検討、学校給食のリサイクルの検討など事業系食品廃棄物の削減を推進します。

また、食べ残し等による食品ロス削減に取り組む飲食店や宿泊施設を登録し、情報発信を行う「食べきり協力店制度」の拡充などをとおして、消費者に対する食品ロス削減に関する行動の誘導を行いながら、事業系食品廃棄物削減に向けた情報発信を行います。

事業系食品廃棄物の減量化	（主な内容） 〇事業系食品廃棄物削減につながる施策の検討・導入 〇学校給食のリサイクル施設への誘導									
	2021				2025					2030
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
				削減につながる施策の導入						
	誘導に向けた検討・調整			→	→	**学校給食リサイクルの誘導**	→	→	→	→
事業系食品廃棄物排出事業者に対する情報発信	（主な内容） 〇民間事業者に対する情報発信の強化 〇飲食店等に対する水きりの推進									
	2021				2025					2030
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
					情報発信強化					
「食べきり協力店」の拡大	（主な内容） 〇協力店登録店舗数の拡大									
	2021				2025					2030
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
				登録店舗数の拡大						

（３）基本方針❸　環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制

基本施策 3-1　効率的かつ適切な収集運搬体制の構築

家庭系ごみについては、市のごみ処理体制に適した分別区分や収集回数、形態等を適切に設定し、地域性や人口分布を踏まえた適切かつ効率的な収集運搬体制を確保します。

事業系ごみについては、事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度による収集を基本とした適切な収集運搬体制を構築します。

≪主な施策１：家庭系ごみ分別収集運搬制度の見直し≫

分別収集品目の排出量や収集運搬経費、市民ニーズなどを踏まえ、分別区分や回数、収集・排出方法等がより適切なものとなるよう、随時見直しを進めます。見直しの際には、収集運搬体制の効率化に向けICT の活用も併せて検討を行います。

①　分別収集品目や収集・排出方法等の見直し

小型金属の収集量が少ないこと、資源物の収集運搬経費が高いこと等を踏まえ、より適切な分別収集品目や収集・排出方法等について検討を進めます。また、分別収集品目については、長期的な展望のもと、定期的な見直しを行います。

分別収集品目の見直し	（主な内容） 〇分別収集品目等の見直し									
	2021				2025					2030
	分別収集品目等の見直し									
容器包装リサイクル法に基づく分別収集の見直し	（主な内容） 〇プラスチック製容器包装の適正排出推進 〇プラスチックごみの一括回収に向けた検討									
	2021				2025					2030
	プラスチック製容器包装の適正排出推進									
		プラスチックごみ一括回収に向けた検討・実施								
収集運搬経費の縮減	（主な内容） 〇分別収集品目見直し時等に収集運搬経費の縮減を検討									
	2021				2025					2030
	収集運搬経費縮減の検討									
収集運搬体制におけるICTの活用	（主な内容） 〇粗大ごみ回収ルートにおけるICTの導入									
	2021				2025					2030
	ICT導入に向けた調査・検討					**（回収ルートの導入）**				

② 不燃物・金属類の分別・収集運搬制度の整理

不燃小物類の中に、本来生活ごみや小型金属に排出することが適切な品目が混入している状況が見られることから、制度の周知徹底や品目の見直しを含めた不燃物及び金属類の分別・収集運搬体制の整理について見直しを行います。また、現在拠点回収を行っている小型家電、水銀使用廃製品等についても必要に応じて回収体制及び対象品目の見直しを行います。

不燃物・金属類の分別収集運搬体制の整理	（主な内容） 〇不燃物・金属類の分別収集体制の見直し									
	2021				2025					2030
				不燃物・金属類の分別収集体制の見直し						
不燃物・金属類の対象品目の見直し	（主な内容） 〇不燃物・金属類の対象品目の見直し									
	2021				2025					2030
				不燃物・金属類の対象品目の見直し						
使用済小型家電の最適な回収・リサイクルの推進	（主な内容） 〇回収体制及び対象品目の随時見直し 〇適正な回収・リサイクルに向けた情報発信									
	2021				2025					2030
				回収体制及び対象品目の見直し						
水銀使用廃製品の適正回収の推進	（主な内容） 〇回収体制及び対象品目の随時見直し 〇適正な回収に向けた情報発信									
	2021				2025					2030
				回収体制及び対象品目の見直し						

≪主な施策２：事業系ごみ収集運搬制度の見直し≫

事業系ごみの収集運搬制度において、民間事業者が行う「事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度」による収集を基本に、市の委託業者が毎日収集する「継続ごみ制度」の見直し、少量排出事業者への対応など、適切な収集運搬体制の構築を図ります。

事業系ごみ収集運搬制度の見直し	（主な内容） ○事業系ごみ収集運搬制度（許可・継続・直接搬入）の見直し									
	2021				2025					2030
					収集運搬制度の見直し					
「継続ごみ制度（事業系）」の見直し	（主な内容） ○「継続ごみ制度」の見直し									
	2021				2025					2030
					制度の見直し					
少量排出事業者への対応充実	（主な内容） ○少量排出事業者の実態の把握 ○少量排出事業者の適正排出に向けた施策の実施									
	2021				2025					2030
	調査（実態把握）・検討				**適正排出に向けた施策の実施**					

≪主な施策３：清掃工場直接搬入制度の見直し≫

直接搬入による排出量が増加傾向にあることを踏まえ、事前申込制の導入や持込工場の区割や時間別指定などについて処理量の平準化や安全確保、適正搬入推進の観点から見直しを行います。

直接搬入制度の見直し	（主な内容） ○土・日・祝の搬入禁止など搬入可能日数の見直し ○事前申込制の導入 ○持込工場の指定									
	2021				2025					2030
	見直しに向けた検討					**搬入制度の見直し**				

基本施策 3-2　ごみの適正排出の推進

ごみの適正分別・適正排出は、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を進めるうえで重要であり、家庭系及び事業系ごみともに推進します。

≪主な施策１：ごみの排出方法の周知や指導の徹底≫

家庭系及び事業系ごみの排出方法について、排出者（又は排出事業者）に合わせた情報発信を行い、不適正排出に対し、指導の徹底に努めます。

①　家庭系ごみ排出方法の周知徹底

家庭系ごみ排出方法について、詳細を記載したパンフレット（現：ごみと資源の出し方便利帳）の更新や広報紙、回覧板、分別アプリ、SNS など様々な電子媒体をとおして、周知徹底を図ります。

また、清掃工場搬入禁止物については、具体的な処理先の確保と情報発信に努めます。

ごみ排出方法の周知徹底	（主な内容） 〇ごみの排出方法等に関する様々な媒体による定期的な情報発信 〇ICTを活用した情報発信									
	2021				2025					2030
					情報発信強化					
搬入禁止物の処理先の確保	（主な内容） 〇排出（搬入）禁止物の処理先の確保									
	2021				2025					2030
				搬入禁止物の処理先の確保						

② 事業系ごみ排出方法の周知徹底

事業系ごみ排出方法について、様々な機会をとおして情報発信に努め、その１つとして、清掃工場における搬入物検査による指導強化に基づく排出方法の周知徹底に努めます。

ごみ排出方法の周知徹底	（主な内容） ○事業系ごみの適正分別、減量化・リサイクルに関するパンフレット等の作成・配布 ○ICTを活用した情報発信 2021　2025　2030 **適正分別等の周知徹底**
搬入物検査の強化	（主な内容） ○事前申込制による搬入前検査の徹底 ○展開検査の強化 ○展開検査数の公表 ○搬入者への減量化・リサイクルに関する情報発信 ○関係部局との連携による指導強化 2021　2025　2030 **指導強化（展開検査数の公表、関係部局との連携等）**

≪主な施策２：高齢者等排出困難者への対応≫

今後も高齢化が進む中で、関係部局と連携のもと、ごみ出し支援の制度充実に努めながら、高齢者等排出困難者が分別しやすい排出方法や分かりやすい情報発信を検討・実施します。

ごみ出し支援制度の充実	（主な内容） ○ごみ出し支援制度の充実 2021　2025　2030 **支援制度の充実**
高齢者等への分別排出方法の検討及び情報発信	（主な内容） ○高齢者等排出困難者への対応を含めた排出方法の検討 ○高齢者等排出困難者に合わせた情報発信 2021　2025　2030 **排出方法の検討　／　情報発信**

基本施策 3-3　安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築

ごみ処理においては、市民の安全・安心を確保し、環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減に配慮した上で長期的に安定した施設運営に努めます。また、老朽化が進む施設については、ごみの減量化やリサイクルの進捗状況を見据えた更新・整備を行っていきます。

その際には、災害時における十分な処理能力の確保や南大阪地域の中核的役割を担うべき本市として、ごみ処理体制の広域化も視野に安全・安心で安定的な処理体制の構築を図ります。

≪主な施策１：中間処理施設整備の推進≫

ごみ処理施設等の更新には、計画から建設・稼働まで長期間を要することから、安全・安心で安定的な処理体制の構築を図るため、「施設整備計画」を策定し、中間処理施設整備を推進します。

① ごみ焼却施設等の更新・整備

今後は、安全・安心で安定的なごみ処理体制の確保のため、収集運搬効率や災害時に備えたごみ焼却施設の分散配置を念頭に現在休止中の南工場なども含めて施設整備候補地の選定を行い、現在の体制による高稼働率の解消や災害廃棄物を見据えた処理能力の継続的に確保できる新工場の建設に向けた「施設整備計画」を策定します。

また、災害時の緊急電源としての廃棄物発電の活用や防災拠点としての機能の確保も視野に入れて検討を行います。

ごみ焼却施設整備の推進	（主な内容） 〇新清掃工場建設に向けた「施設整備計画」の策定 〇災害時の分散配置、処理能力及び防災拠点としての機能確保に向けた検討									
	2021				2025					2030
	計画策定を含む施設整備の推進									

② 資源化施設の更新・整備

老朽化が進んでいるリサイクルプラザについて、新清掃工場と併設することも視野に入れながら、リサイクル施策と整合のとれた資源化施設の更新・整備を図ります。

資源化施設整備の推進	（主な内容） 〇新資源化施設建設に向けた「施設整備計画」の策定									
	2021				2025					2030
	計画策定を含む施設整備の推進									

≪主な施策２：廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用≫

クリーンセンター東工場第二工場・臨海工場における高効率発電や蒸気の外部供給など、熱エネルギーの有効利用を継続することで、低炭素社会の実現に貢献し、市の歳入確保に努めます。

廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用	（主な内容） ○クリーンセンター東工場第二工場・臨海工場における高効率発電や蒸気の外部供給									
	2021				2025					2030
					熱エネルギーの有効利用					

≪主な施策３：焼却施設等の適正な維持管理≫

焼却施設において、適切な定期点検整備を実施し、排水・排ガス処理設備等も含め適正な維持管理を実施し、環境負荷の低減に万全を期していきます。また資源化施設においても、適正な維持管理に努めます。

南部処理場の浸出水処理施設の老朽化が進んでいることから、必要に応じて改修を行うなど、引き続き安全かつ安定的に維持管理を行うことにより、生活環境の保全を図ります。

焼却施設の適正な維持管理	（主な内容） ○適正な定期点検整備 ○排水・排ガス処理設備を含めた適正な維持管理									
	2021				2025					2030
					維持管理					
資源化施設の適正な維持管理	（主な内容） ○適正な定期点検整備 ○適正な維持管理									
	2021				2025					2030
					維持管理					
南部処理場の適正な維持管理	（主な内容） ○埋立処分地の適正な維持管理 ○浸出水処理施設の改修及び適正な維持管理									
	2021				2025					2030
					維持管理					

≪主な施策４：災害に強い処理体制の構築≫

大規模災害時に備え、広域圏における本市の役割について検討を進め、堺市災害廃棄物処理計画（必要に応じて改定）に基づく災害時の処理について、災害廃棄物の処理をより迅速かつ適正に進めるため、より詳細に具体化したマニュアルの作成など災害時の収集・処理体制の構築に努めます。

今後の施設整備の際には、災害時を想定した処理能力の確保、災害時の緊急電源としての廃棄物発電の活用や防災拠点としての機能を確保も視野に入れて検討を行います。

災害廃棄物処理計画の改定	（主な内容） 〇社会情勢、災害発生状況に応じて随時改定									
	2021				2025					2030
					随時改定					
災害廃棄物処理計画に基づくマニュアルの作成	（主な内容） 〇災害廃棄物処理の迅速化のため、細分化したマニュアルの作成									
	2021				2025					2030
				随時マニュアル作成						

≪主な施策５：ごみの減量化・リサイクルの推進による最終処分量の削減≫

市域内に新たな最終処分場を整備することは困難な状況であり、大阪湾フェニックス計画により最終処分場を確保しています。

2032 年度以降のフェニックス計画が定まっていないことを踏まえ、クリーンセンター臨海工場における溶融処理等により、処理段階でのリサイクルを推進します。

また、ごみの減量化・リサイクル施策の実施により最終処分量を可能な限り削減し、フェニックス最終処分場の延命化に寄与していきます。

クリーンセンター臨海工場における溶融処理	（主な内容） 〇溶融スラグ、メタルのリサイクル									
	2021				2025					2030
				スラグ・メタルのリサイクル						
クリーンセンター東工場破砕施設における資源物の回収	（主な内容） 〇資源物の回収・リサイクル									
	2021				2025					2030
				資源物の回収						
最終処分量場の延命化	（主な内容） 〇ごみの減量化・リサイクル推進による最終処分量の削減									
	2021				2025					2030
				最終処分量の削減						

４．計画の推進にあたって

（１）各主体の役割分担

改定後の計画目標の達成に向けて、本計画を推進していくためには、ごみを排出する主体であり、減量化・リサイクルの実践者である市民・事業者、ごみの減量等に取り組む市民団体、ごみとなるものを生産・販売する事業者、ごみの処理やリサイクルを行う事業者、ごみ処理事業を運営する行政など、ごみに関わる多様な主体がそれぞれの立場に応じた適正な役割分担のもと、自主的に連携・協働していくことが必要です。

市民・事業者・市それぞれに期待される役割は次のとおりです。

<市民の役割>

市民一人ひとりがごみの排出者であり、ごみの減量化・リサイクルに積極的に関心をもち、ごみの減量化・リサイクル意識の向上をとおして、実践していくことが必要です。

○ごみの減量をとおして、「使い捨て」について考える契機とし、ライフスタイルの変革に取り組む。

○「ごみの 4R 運動」を基本に、ごみの発生排出抑制に向け、リフューズ・リデュースに積極的に取り組む。

○ごみと資源の分別徹底に取り組み、分別収集・拠点回収によるリサイクルに積極的に協力する。

○地域の集団回収や民間事業者のリサイクル活動に参加・協力する。

＜事業者の役割＞

事業者は事業活動の中でごみと深く関わっており、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、ごみの発生・排出抑制、再利用、リサイクル及び適正処理に主体的に取り組むことが必要です。

○ごみの少ない商品を開発・製造する。

○使い捨てプラスチック削減や食品ロス削減など、販売段階において削減に努めることを含めてリデュースに積極的に取り組む。

○リサイクル可能な資源物や産業廃棄物の分別徹底など適正排出を推進する。

○環境マネジメントシステムなどを活用し、事業所内に資源分別スペースを設けるなど社員の意識啓発などを強化する。

＜行政の役割＞

各主体と連携・協働し、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理のための施策を検討・推進します。

○市民・事業者などの幅広い主体と連携・協働して本計画を推進する。

○ごみの分別及び排出方法の周知徹底に努める

○ごみの適正排出及び減量意識向上に向け、ごみ排出状況や方向性等について情報発信を強化する。

○国・府や庁内関係部局と連携し、各主体の自主的な活動を支援する。

○大規模災害発生時や感染症蔓延時などにおいても、安定的な収集・処理体制を維持し、ごみ処理の継続を図る。

（２）進行管理

本計画に基づく施策・事業を効率的・効果的に推進していくため、計画（Plan)、実施（Do)、評価（Check)、改善（Action）からなる PDCA マネジメントサイクルによる進行管理を行います。

＜推進プランの策定（Plan）＞

○ごみの減量化・リサイクル等の目標を達成するために、本計画に基づく具体的取組のうち 5 年間で取り組む主なものについて、「(仮称）第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改定】推進プラン」を作成します。

＜施策の実行（Do）＞

○推進プランによる 5 年間の取組スケジュールにより、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を推進します。取組の推進にあたっては、ごみに関係する多様な主体が連携・協働することとします。

＜進行管理・評価・公表（Check）＞

○本計画の進行にあたっては、毎年、推進プランに基づき進捗状況を把握し、達成状況の評価・検証を行います。

○進捗状況を検証するため、ごみ組成や排出状況等の基礎調査を実施します。

○進捗状況については、毎年、堺市廃棄物減量等推進審議会に報告し、事業実施手法等について助言を受けます。また、ホームページなどの情報媒体を活用し、広く周知します。

＜改善（Action）＞

○中間目標年度である 2025 年度に、施策の進行や評価を総合的に整理を行い、堺市廃棄物減量等推進審議会において評価・点検し、評価を踏まえた施策・事業や達成目標の見直しなど、必要な改定を行います。